

昭和四十二年法律第三十五号

登録免許税法

登録免許税法(明治二十九年法律第二十七号)の全部を改正する。

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 課税標準及び税率(第九条―第二十条)

第三章 納付及び還付

第一節 納付(第二十一条―第三十条)

第二節 還付(第三十一条)

第四章 雑則(第三十二条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手續並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

(納税義務者)

第三条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帯して登録免許税を納付する義務を負う。

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第二欄に掲げる登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添付があるものに限る旨の規定がある登記等)については、当該書類を添付して受けるものに限る。については、登録免許税を課さない。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一 国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録
二 登記機関(登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。)が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの
三 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二編第九章第二節(特別清算)の規定による株式会社の特例清算(同節の規定を同法第八百二十二条第三項(日本にある外国会社の財産についての清算)において準用する場合における同条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。)に關し裁判所の囑託によりする登記又は登録

四 住居表示に關する法律(昭和三十七年法律百十九号)第三条第一項及び第二項又は第四条(住居表示の実施手續等)の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

五 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良事業又は土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)第二条第一項(定義)に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に關する登記(政令で定めるものを除く。)

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号(定義)に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に關する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号(定義)に規定する住宅街區整備事業又は密集市街地における防災街區の整備の促進に關する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号(定義)に規定する防災街區整備事業の施行のため必要な土地又は建物(当該住宅街區整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に關する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第十七条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に關する特別措置法の特例)の規定により大都市地域にお

ける住宅及び住宅地の供給の促進に關する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。)に關する登記(政令で定めるものを除く。)

八 国土調査法(昭和二十六年法律第八十八号)第三十二条の二第一項(代位登記)の規定による土地に關する登記

九 入会林野等に關する権利關係の近代化の助長に關する法律(昭和四十一年法律第二百六号)第十四条第二項(登記)(同法第二十三条第二項(旧慣使用林野整備の効果等)において準用する場合を含む。)の規定による土地に關する登記

十 墳墓地に關する登記

十一 滞納処分(その例による処分を含む。)に關する登記又は登録(換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滞納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。)

十二 登記機關の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割した法人の受けた別表第一第三十三号から第六十号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続き受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

十四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律(平成十八年法律第四十九号)第九条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記(外国公館等の非課税)

第十六条 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設(次項において「大使館等」という。)の敷地又は建物に關して受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

2 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に關する登

記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

(信託財産の登記等の課税の特例)

第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。
一 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から当該受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

二 受託者の変更に伴い受託者であつた者から新たな受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三 信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人(当該委託者が合併により消滅した場合にあつては、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人)であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続(当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併)による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

(納税地)

第八条 登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体(以下「登記官署等」という。)の所在地(第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所)とする。

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地（以下「国内」という。）に住所を有する個人である場合 その住所地在内住所を有せず居所を有する個人である場合 その居所地

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものを有する者である場合 その事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、政令で定める場所）

五 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

第九條 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

（不動産等の価額）

第十條 別表第一第一号、第二号又は第四号から第四号の三までに掲げる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時に掲げる不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

第十一條 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録

の時に掲げる当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権又は樹木採取権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

第十二條 先取特権、質権又は抵当権につき工事費用の予算金額、債権金額又は極度金額を増加する登記又は登録は、その増加する部分の工事費用の予算金額、債権金額又は極度金額についての先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百四十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定により登録されている損害賠償の支払金額を増加する登録は、その増加する部分の支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

第十三條 一の登記官署等において、同時の申請（官庁又は公署の嘱託を含む。次項において同じ。）により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託の登記又は登録（以下この条において「抵当権等の設定登記等」という。）を受ける場合又はこれらの抵当権等の設定登記等を一の抵当権等の設定登記等とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の種類別により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該抵当権等の設定登記等の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記等を受け

の場合において、当該抵当権等の設定登記等の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該抵当権等の設定登記等に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該抵当権等の設定登記等がこの項の規定に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して当該抵当権等の設定登記等の申請をするもの限り、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

（担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例）

第十四條 担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該担保付社債につき担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十三条第一項（分割発行の場合の社債発行に関する登記）の規定によつてする登記又は鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十条ノ二第二項（数回に分けて発行する担保付社債の登録）の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の当該担保付社債の金額の合計額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある担保付社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該担保付社債の金額の合計額とする。この場合において、当該担保付社債の金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

3 前二項の規定は、担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

（課税標準の金額の端数計算）

第十五條 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その金額が千円に満たないときは、これを千円とする。

（課税標準の数量の端数計算）

第十六條 別表第一に掲げる登録に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。

一 別表第一第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トン数により、当該トン数に一トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これを一トンとする。

り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これを一トンとする。

二 別表第一第二十号に掲げる鉱区若しくは租鉱区又は同表第二十二号に掲げる共同開発鉱区の面積に十平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十平方メートルに満たないときは、これを十平方メートルとする。

（仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例）

第十七條 別表第一第一号（十二）イからへまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、質権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、配偶者居住権の設定の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二
所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）又は法人の合併による移転の登記	千分の二
所有権の共有物（その共有物について有千分の一の持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	千分の二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五

配偶者居住権の設定の登記	千分の
所有権の信託の登記	千分の
先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	千分の
所有権、先取特権、質権及び抵当権以外の権利の信託の登記	千分の
所有権である相続財産の分離の登記	千分の
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の

2 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一第二号に掲げる船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同号(二)の税率欄に掲げる割合から千分の四を控除した割合とする。

3 所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための仮登録がされている航空機について、これらの仮登録に基づき移転登録を受けるときは、当該登録に係る登録免許税の税率は、一トンにつき一万五千円とする。

4 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定の登記がされている土地又は賃借権若しくは配偶者居住権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一第一号(二)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

(事業協同組合等が組織変更等により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更して株式会社若しくは合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若しくは合同会社を設立する場合における組織変更又は分割による株式会社若しくは合同会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(株式会社の場合において当該金額が十五万円に満たないときは十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円に満たないときは六万円とする。)とする。

(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)

第十七条の三 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七

号)第四十六条(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第二十四号(一)ホに掲げる組織変更による株式会社の設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。

(二)以上の登記等を受ける場合の税額)

第十八条 同一の登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書)により、別表第一に掲げる登記等の区分に応じ二以上の登記等を受ける場合における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。

(定率課税の場合の最低税額)

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が千円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、千円とする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 納付及び還付

第一節 納付

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書に添付し、当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

(印紙納付)

第二十二条 登記等(第二十四条第一項に規定する免許等を除く)を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に添付して登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合に課されるべき登録免許税の額は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。

い。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書に添付して登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書に添付して登記官署等に提出するものとする。

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という。)につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に添付して登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としなければならない。

(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)

第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定又は不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十八条(申請の方法)(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合は、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としなければならない。

3 第一項本文に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から前条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十二条中「の申請書」とあり、並びに第二十三条第一項中「の嘱託書」とあるのは「に係る登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき(第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出された場合及び前条第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合)にあつては、財務省令で定めるときは、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条(前条第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十三条第二項(前条第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書(当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、前条第三項及び第三十五条第四項の規定により第二十二條又は第二十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合)にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。この紙面と印紙の彩紋とに於て判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第四項において同じ。)に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が

国税に関する法律の規定に従っていないかつたとき、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等の申請書に記載された登録免許税を第二十四条の第二項に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第二項に規定する差額に相当する登録免許税を当該方法により国に納付することができる。

(納期限)
第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。
一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

二 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の第二項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

(納付不足額の通知)
第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第三十三条まで(第二十四条の第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する

場合を含む)、第二十四条、第二十四条の第二項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つたときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、登記等を受けた者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者(当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者)の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。(税務署長による徴収)

第二十九条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徴収する。
2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで(第二十四条の第二項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第二十四条、第二十四条の第二項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。(納付手続等の政令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、登録免許税の納付の手続その他この節の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。
第二節 還付
(過誤納金の還付等)
第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に定める登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者(これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者)の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき(第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く)。当該納付された登録免許税の額

二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつたとき(第三項の証明をする場合を除く)。当該納付された登録免許税の額
三 過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき。当該過大に登録免許税の額

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。)に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四条の第二項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限)から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書(当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合又は第二十四条の第二項の規定により第二十一条から第二十三条までの規定を読み替えて適用する場合にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。次項において同じ。)にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済み等の旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4 前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済み等の旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等に

における登記等について当該却下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。

5 第三項(前項において準用する場合を含む)の証明を受けた者は、当該証明に係る領収証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領収証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けた旨の申出をすることができる。この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たな登記等の申請の却下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

6 第二十四条の第二項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることをやめる場合には、当該登録免許税を納付した者は、当該納付した日から六月を経過する日までに、政令で定めるところによりその旨を登記機関に申し出て、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免許税を納付した者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し通知をすべき旨の請求をすることができる。

7 第二十四条の第二項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該納付した日から六月を経過する日までに当該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかつた場合には、前項の請求があつたものとみなす。

8 登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充當・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合(第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く)。当該却下した日
二 第五項の申出があつた場合 当該申出があつた日
三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合(第

三項の証明をした場合を除く。）当該取下げがあつた日

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に定める期限前であるときは、当該期限）

第四章 雑則

第三十二条

登記機関（政令で定める登記機関については、政令で定める省庁の長）は、政令で定めるところにより、その年の前年四月一日からその年三月三十一日までの期間内にした登記等に係る登録免許税の納付額を、その年七月三十一日までに財務大臣に通知しなければならぬ。

第三十三条 削除

（変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱）

第三十四条

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百八十条第二項（変更等の届出等）の規定による登録のうち別表第一第三十七号の規定により同法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登録とみなされるものに係る同法第二百八十条第一項第一号の規定による届出については、これを当該登録に係る申請とみなして、この法律の規定を適用する。

（届出が有料職業紹介事業の許可とみなされる場合の当該届出の取扱）

第三十四条之二

別表第一第八十一号の規定により職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の有料の職業紹介事業の許可とみなされる高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第二項（業務等）の規定による届出については、これを当該許可に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱）

第三十四条之三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十一条第一項

（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第六十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第七十一条第三項（流通機能向上事業に係る許可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第六十一条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一第二十五号 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二 別表第一第三十九号 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三 別表第一第四十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

（認定が旅行者代理業の登録とみなされる場合の取扱）

第三十四条之四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第四十二号の規定により旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の旅行業

者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十一条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第四十二号の規定により旅行業法第三条の旅行者代理業の登録とみなされる場合における小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

第三十四条之五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十七条の十六第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十七第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の三第二項の同意又は同法第二十七条の十七第一項の規定による申請を、これらの同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一第二十号 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十一号）第三条第一項（許可）の第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若し

くは第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条（事業の特許）の軌道事業の特許

二 別表第一第二十五号 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五条第一項（事業計画の変更）の事業計画の変更の認可

三 別表第一第二十五号の三 道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録

四 別表第一第三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可

第三十五条 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用して当該登記の申請又は嘱託を行った場合には、当該登記の申請又は嘱託を、書面により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、第四条第二項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

3 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法第十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行った場合には、当該登記の申請又は嘱託（当該磁気ディスクに係る部分に限る。）は、書面により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

4 前項の場合（登記の申請に必要な情報の全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行った場合に限り。）において、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から第二十三条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十二条中「の申請書」とあり、並びに第二十三条第一項中「の嘱託書」とあるのは「に係る登記機関の定める書類」と、同条第

二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機
関の定める書類」と読み替えて適用するものと
する。

5 第二項の規定は、第三項に規定する場合につ
いて準用する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
をこえない範囲内で政令で定める日から施行す
る。

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、改正後の登録免許税法(以下「新法」とい
う。)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に
受ける登記等につき課されるべき登録免許税に
ついて適用し、同日前に受けた登記等につき課
した又は課すべきであった登録税については、
なお従前の例による。

(建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免
除)

第三条 所有権の登記のある建物につき昭和四十
二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に
係る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に
当該建物について権利に関する登記の申請(官
庁又は公署の嘱託を含む。以下同じ。)をする
ときは、前条の規定にかかわらず、納付するこ
とを要しない。

(不服申立て等に係る免許等についての課税の特
例)

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同
条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十
二年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を
受けたことにより不服申立て又は訴えの提起を
している場合において、当該不服申立て又は訴
えについての裁決又は判決により当該申請に係
る登記等を受けるときは、当該登記等について
は、登録免許税を課さない。

(不動産登記に係る不動産価額の特例)

第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の
登記の場合における新法第十条第一項の課税標
準たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の
申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在
又は当該申請の日の属する年の一月一日現在に
おいて地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)第三百四十一条第九号(固定資産税に関
する用語の意義)に掲げる固定資産課税台帳に
登録された当該不動産の価格を基礎として政令
で定める価額によることができる。

(倉庫業法の改正に伴う許可に係る課税の特例)
第八条 倉庫業法の一部を改正する法律(昭和三十
六年法律第百十八号)附則第二項(経過規
定)に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の
規定により倉庫業法第三条(営業の許可)の許
可の申請の手續をした者が、当該申請に係る新
法別表第一の第三十八号の(一)に掲げる倉庫
業の許可を受ける場合における当該許可に係る
登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条
の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき
一万円とする。

(経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附則 (昭和四十二年七月一日法律第五
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、附則第六条及び附則第十三条から第三十
一条までの規定は、公布の日から起算して三月
をこえない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (昭和四十二年七月二〇日法律第七
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、附則第八条から第三十一条までの規定
は、公布の日から起算して六月をこえない範囲
内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月二九日法律第九
七号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附則 (昭和四十二年八月一日法律第二
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日
(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和四十二年八月一日法律第二
二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経
過した日から施行する。

附則 (昭和四十二年八月一日法律第二
五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日法律第二
五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月二五日法律第一
三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
をこえない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (昭和四二年八月二六日法律第一
三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月二九日法律第一
三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
をこえない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (昭和四三年五月二三日法律第六
三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して百二十日
を経過した日から施行する。

附則 (昭和四三年五月二九日法律第七
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から
施行する。

附則 (昭和四三年五月三〇日法律第七
四号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
をこえない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (昭和四三年六月一日法律第八
四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年六月三日法律第八
九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を
こえない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附則 (昭和四三年六月三日法律第九
一四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附則 (昭和四四年六月三日法律第三
八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から
施行する。

(地方自治法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第四条第一項に規定する市街地
改造事業並びに同条第二項に規定する防災建築
街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災
建築物に関しては、この法律の附則の規定によ
る改正後の次の各号に掲げる法律の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

九 登録免許税法

2 前項の場合において、この法律の施行後の不
動産の取得について附則第十条の規定による改
正前の地方税法第七十三条の十四第七項の規
定を適用するときは、同項中「その者が市街地改
造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土
地の区域内に所有していた不動産の固定資産課
税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が
固定資産課税台帳に登録されていない場合に
あっては、政令で定めるところにより、道府県知
事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準
によつて決定した価格)に相当する額」とあ
るのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第
四十六条(防災建築街区造成法第五十五条第一
項において準用する場合を含む。)の規定によ
り確定した当該建築施設の部分の価額に對する
その者が市街地改造事業又は防災建築街区造成
事業を施行する土地の区域内に有していた土
地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じ
て得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附則 (昭和四四年二月一〇日法律第
八六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ
当該各号に掲げる日から施行する。

四 目次の改正規定、第二十七条の次に一条を加える
改正規定、第二十七条の次に一条を加える
改正規定、第二十八条第三項の改正規定、第

九 登録免許税法

2 前項の場合において、この法律の施行後の不
動産の取得について附則第十条の規定による改
正前の地方税法第七十三条の十四第七項の規
定を適用するときは、同項中「その者が市街地改
造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土
地の区域内に所有していた不動産の固定資産課
税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が
固定資産課税台帳に登録されていない場合に
あっては、政令で定めるところにより、道府県知
事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準
によつて決定した価格)に相当する額」とあ
るのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第
四十六条(防災建築街区造成法第五十五条第一
項において準用する場合を含む。)の規定によ
り確定した当該建築施設の部分の価額に對する
その者が市街地改造事業又は防災建築街区造成
事業を施行する土地の区域内に有していた土
地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じ
て得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附則 (昭和四四年二月一〇日法律第
八六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ
当該各号に掲げる日から施行する。

四 目次の改正規定、第二十七条の次に一条を加える
改正規定、第二十七条の次に一条を加える
改正規定、第二十八条第三項の改正規定、第

九 登録免許税法

2 前項の場合において、この法律の施行後の不
動産の取得について附則第十条の規定による改
正前の地方税法第七十三条の十四第七項の規
定を適用するときは、同項中「その者が市街地改
造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土
地の区域内に所有していた不動産の固定資産課
税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が
固定資産課税台帳に登録されていない場合に
あっては、政令で定めるところにより、道府県知
事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準
によつて決定した価格)に相当する額」とあ
るのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第
四十六条(防災建築街区造成法第五十五条第一
項において準用する場合を含む。)の規定によ
り確定した当該建築施設の部分の価額に對する
その者が市街地改造事業又は防災建築街区造成
事業を施行する土地の区域内に有していた土
地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じ
て得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附則 (昭和四四年二月一〇日法律第
八六号) 抄

附則 (昭和四八年九月一四日法律第八〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二六日法律第九二号) 抄

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条並びに次条から附則第十四条まで、附則第二十二條から附則第二十八條まで、附則第三十一條及び附則第三十五條の規定 昭和四十八年十一月一日

附則 (昭和四八年一〇月一日法律第一〇九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四九年三月二七日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四九年三月二九日法律第九号) 抄

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和四九年五月二日法律第四三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第二十七條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四九年五月三十一日法律第六二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四條から第二十五條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四九年六月一日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五〇年六月一九日法律第四一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超え三月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和五〇年六月二五日法律第四五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月一〇日法律第五七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月一日法律第五九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月一五日法律第六五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月一六日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五一年一月二五日法律第八八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五二年三月三十一日法律第一一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条に一項を加える改正規定及び別

表第一中第三十三号の二を加える改正規定は、揮発油販売業法の施行の日から施行する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける新法第二条に規定する登記等(以下「登記等」という。)につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課された又は課されるべきであった登録免許税については、なお従前の例によつた。

3 昭和五十二年十二月三十一日までに受ける登記等で当該登記等に係る申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ。)が同年四月三十日以前に当該登記等に係る新法第八条第一項に規定する登記官署等(以下「登記官署等」という。)に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録免許税法第九条に規定する課税標準及び税率とする。

4 新法第二十二條及び第二十三條第二項の規定は、この法律の施行の日の翌日以後に登記等に係る申請書が登記官署等に提出される場合における当該登記等に係る登録免許税について適用する。

附則 (昭和五二年六月一〇日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九條に一項を加える改正規定、第二十六條第一項の改正規定、第二十九條の次に一條を加える改正規定及び第三十九條ただし書の改正規定並びに次条から附則第十五條までの規定は、昭和五十三年三月三十一日までの間に於いて政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五二年二月五日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五三年六月二一日法律第八二号) 抄

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和五三年六月二三日法律第八二号) 抄

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和五三年六月二三日法律第八二号) 抄

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附則 (昭和五三年六月二七日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

附則 (昭和五三年七月三日法律第八五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則 (昭和五四年二月二八日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(同条中昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十一條第三項、第十一條の二第三項及び第十一條の三第四項の改正規定を除く)、第二條中国国家公務員共済組合法第二十一條第一項第三号及び第八十八條の五第一項の改正規定、同法第九十八條第二項を削る改正規定、同法第百條第三項、第百二條第三項、第百一十一條第四項及び第九項並びに附則第三條の二の改正規定、同条を附則

第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二條第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三條並びに第四十五條第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定（同表の備考四の改正規定を除く。）、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第四條、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十五條の規定 公布の日

附則（昭和五四年二月二八日法律第七六号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定（同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項の改正規定を除く。）、第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九條の次に一條を加える改正規定、同法第五十九條の三第一項各号の改正規定、同法第六十三條第二項を削る改正規定及び同法附則第六條の二第一項から第八項までの改正規定並びに附則第七條、第十二條、第十五條、第二十條、第二十二條及び第二十三條の規定 公布の日

附則（昭和五五年五月二〇日法律第五三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年五月二〇日法律第五四号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則（昭和五五年五月三〇日法律第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八條から第三十六條までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年五月三一日法律第七二号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一月二八日法律第九一号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年二月二七日法律第一一一号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年四月二五日法律第二八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年五月二二日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一條から第五十五條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月一日法律第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和五六年六月一日法律第六二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月二日法律第六四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月九日法律第七三号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六條並びに附則第十二條から第十四條まで及び第十六條から第三十二條までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和五六年六月九日法律第七五号）抄

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第三百三十二條ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四條の改正規定、第三条、第四条及び第七條の規定、第八条中農業協同組合法第十條第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（をを含む。）の下に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三條中小企業等協同組合法第九條の八第五項の改正規定、第二十四條中信用金庫法第五十三條第三項の改正規定、第二十六條中会社更生法第二百五十七條第四項の改正規定、第三十一條中労働金庫法第五十八條第六項の改正規定、第四十一條中商業登記法第八十二條の次に一條を加える改正規定及び同法第八十九條の改正規定並びに第四十五條及び第四十八條の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月一〇日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月二日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年六月二日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年一月八日法律第一一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和五七年五月一日法律第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年五月二七日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五八年五月二七日法律第三二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五七年五月一日法律第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年四月二七日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五八年五月一三日法律第三二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年五月二七日法律第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五八年十二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五九年七月二〇日法律第五九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月七日法律第六四号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会法（以下「新法」という。）第二十二條及び附則第六條第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第二十七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五九年八月一四日法律第七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

附則 (昭和五九年一月二二日法律第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和六〇年五月三一日法律第四三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六〇年六月八日法律第五六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則 (昭和六〇年六月一四日法律第六二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、第七十六條の次に一條を加える改正規定及び第七十八條第一項の改正規定並びに附則第五項の規定は、改正後の著作権法第七十八條の二に規定する法律の施行の日から施行する。

附則 (昭和六〇年六月一五日法律第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項から第七項までの規定は、昭和六十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六〇年一月二六日法律第九二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三條から第二十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六〇年二月二〇日法律第九五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六一年四月一五日法律第二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附則 (昭和六一年四月一八日法律第二一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六一年五月二〇日法律第五四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和六一年五月二三日法律第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六一年五月二七日法律第七四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六一年二月四日法律第九三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年五月二六日法律第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六二年五月二九日法律第四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六二年六月二日法律第四一三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年六月二日法律第四三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六二年六月二日法律第六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六二年六月二日法律第六一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六二年六月二日法律第六一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六二年二月一五日法律第一一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年四月二一日法律第一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年五月一七日法律第四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年五月二四日法律第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第三一三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六三年五月三一日法律第七二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第三九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月一九日法律第八二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月一九日法律第八三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二二日法律第八六号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

四 第一条中国民法目次の改正規定、同法第七條から第九條まで、第四十五條、第九十五條の二及び第一百一十一條の二の改正規定、同法第十章の章名の改正規定、同章第一節の節名の改正規定、同法第一百五條の前に款名を付する改正規定、同條の次に規定を加える改正規定、同法第十六條の改正規定、同法百十八條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法百十九條の改正規定、同條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第二百二條、第二百四條及び第二百二十五條の改正規定、同法第二百六條の次に款名を付する改正規定、同法第十章第二節、第三節及び第四節の節名を削る改正規定、同法第二百七條の改正規定、同條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第二百八條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二百九條から第三十一條までの改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第三百二條及び第三百三條の改正規定、同條の次に款名を付する改正規定、同法第三百四條の改正規定、同法第三百五條及び第三百六條及び第三百七條の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第三百八條の改正規定、同法第三十九條の次に一條を加える改正規定、同法第四十條から第四十二條までの改正規定、同法第十章第三節中同條の次に一條を加える改正規定、「第五節 罰則」を「第四節 罰則」に改める改正規定、同法第四十三條及び第四十五條から第四十八條までの改正規定並びに同法附則第五條、第六條及び第八條の改正規定並びに第四條中国民法法等の一部を改正する法律附則第四條、第五條第九號、第三十二條第七項及び第三十四條第四項の改正規定並びに附則第三條、第四條、第六條及び第十六條の規定を附則第十七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、附則第十八條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、附則第十九條及び第二十條の規定、附則第二十一條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第二十二條の規定 平成三年四月一日

附則 (平成元年二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

定、同法百十九條の改正規定、同條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法百二十條、第二百二條、第二百四條及び第二百二十五條の改正規定、同法第二百六條の次に款名を付する改正規定、同法第十章第二節、第三節及び第四節の節名を削る改正規定、同法第二百七條の改正規定、同條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第二百八條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二百九條から第三十一條までの改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第三百二條及び第三百三條の改正規定、同條の次に款名を付する改正規定、同法第三百四條の改正規定、同法第三百五條及び第三百六條及び第三百七條の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第三百八條の改正規定、同法第三十九條の次に一條を加える改正規定、同法第四十條から第四十二條までの改正規定、同法第十章第三節中同條の次に一條を加える改正規定、「第五節 罰則」を「第四節 罰則」に改める改正規定、同法第四十三條及び第四十五條から第四十八條までの改正規定並びに同法附則第五條、第六條及び第八條の改正規定並びに第四條中国民法法等の一部を改正する法律附則第四條、第五條第九號、第三十二條第七項及び第三十四條第四項の改正規定並びに附則第三條、第四條、第六條及び第十六條の規定を附則第十七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、附則第十八條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、附則第十九條及び第二十條の規定、附則第二十一條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第二十二條の規定 平成三年四月一日

附則 (平成元年二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二年三月三〇日法律第六六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年六月二七日法律第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成二年六月二七日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二年六月二九日法律第六二号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年三月一五日法律第三三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年四月二六日法律第四五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条、附則第四條、第五條及び第七條から第二十四條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年四月二六日法律第四六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條及び附則第十條から第二十四條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年四月二六日法律第四六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條及び附則第十條から第二十四條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年五月二日法律第六六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年五月一五日法律第七五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成四年二月一日から施行する。ただし、第二條並びに附則第三條、第四條、第六條及び第七條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年五月六日法律第三九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

附則 (平成四年五月二九日法律第六四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年五月二九日法律第六四五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年六月五日法律第七七二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年六月二六日法律第八七二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年五月一九日法律第四六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、第九条及び第二十七条の改正規定並びに第七章第四十三條の二を第四十三條の三とし、第四十三條の次に一條を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十八條第一項に一号を加える改正規定、第十九條の次に二條を加える改正規定、第二十六條第二項の改正規定（「第一項第一号」の下に「及び第三号」を加える部分に限る。）、第四十六條中第三号を第七号とし、第二号の次に四号を加える改正規定（同條第四号に係る部分に限る。）及び附則第六條の規定は、この法律の施行の日から一年を経過した日から施行する。

附則（平成五年一月一九日法律第九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条ノ二の改正規定、同法第三十七條ノ二の改正規定、同法第七十一條ノ三の改正規定、同法第七十一條ノ四の改正規定及び同法第七十六條の改正規定（同法附則第三條、第五條、第八條及び第九條第六項の改正規定を含む。）並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定（「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三條第二項の改正規定、同法第五十條ノ四の改正規定、同法第三十三條第九節の節名の改正規定、同法第五十七條ノ二の改正規定、同法第五十九條ノ二第一項の改正規定及び同法第六十條の次に一條を加える改正規定並びに第三条中「保健健康保険法」の目次の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二條の改正規定及び同法第十六條の次に一條を加える改正規定並びに第四条中「老人保健法」の改正規定並びに同法第二十二條の改正規定及び同法第二十五條に一項を加える改正規定並びに附則第二十九條の規定並びに附則第三十條の規定

定並びに附則第五十六條の規定並びに附則第六十一條の規定 平成七年四月一日
（その他の経過措置の政令への委任）
第六十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年六月二九日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十四條、第二十五條第一項、第二十六條第二項、第二十八條第一項ただし書、第三十三條、第三十四條第一項及び第二項、第三十五條の二第一項、第六十五條第二項、第四十三條から第四十六條まで、第四十七條第一項、第四十八條、第四十九條の二第一項、第四十九條から第五十條まで、第五十三條並びに第五十四條第一項の改正規定、第五十五條の改正規定（「五十万円」を「三百万円」に改める部分に限る。）、第五十六條の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、第五十七條の改正規定（「五十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、第五十七條の二及び第五十八條の改正規定、第六十條の改正規定（第二号に係る部分を除く。）、第六十一條の改正規定（第二号に係る部分を除く。）、第六十二條の改正規定並びに別表の改正規定並びに附則第四條から第十二條まで及び第十九條の規定 平成六年十一月十六日

附則（平成六年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年一月九日法律第九五号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月一四日法律第一一六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成七年四月二二日法律第七五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年四月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日法律第八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附則（平成七年六月七日法律第一〇六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、保険業法（平成七年法律第九号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年六月一六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成八年三月三二日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年三月三二日法律第二七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成八年五月二九日法律第五一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成八年六月二二日法律第六八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一九日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年五月二二日法律第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第七十五條の改正規定、第二編第四章第三節ノ二の次に一節を加える改正規定及び第四百十四條の改正規定並びに附則第六條及び第七條の規定 平成九年十月一日

附則（平成九年五月二三日法律第五九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保付社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保付社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保付社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保付社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の

の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保付社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保付社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

政令への委任

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年一〇月一九日法律第一三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年四月二三日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年五月二四日法律第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五条の規定並びに附則第六条、第十六条及び第十七条の規定 標章の国際登録に関するマドリード協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリードで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日

附則（平成一二年五月二二日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年二月一日から施行する。

附則（平成一二年五月二二日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年五月二八日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一二年五月二八日法律第六二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年六月二一日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一二年六月二一日法律第七二号）抄

（施行期日）

2 新法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記については、なお従前の例による。

附則（平成一二年六月二一日法律第七三号）抄

（施行期日）

26 附則第十九条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記については、なお従前の例による。

附則（平成一二年六月二一日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附則（平成一二年六月二一日法律第七五号）抄

（施行期日）

二 第一条、第二条、第七十二条、第七十六条の二、第七十七条、第百一条から第百二条まで及び第百四条から第百七条までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第百八条から第百十一条の二まで、第百十二条及び第百十三条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第百十四条から第百二十五条まで、第百二十九条、第百三十六条、第百五十条及び第百五十五条から第百五十七条の二までの改正規定、同条を第百五十七條の三とし、第百五十七條の次に二条を加える改正規定、第百六十条の改正規定並びに附則第八条から第十二条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十一号の改正規定に限る。）及び第二十一条から第二十三条までの規定、平成十二年二月一日

三 第二十四条、第二十五条及び別表の改正規定並びに次条から附則第六条まで及び附則第二十条（登録免許税法別表第一第二十三号の改正規定に限る。）の規定、平成十二年九月一日

附則（平成一二年六月二一日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一二年六月二一日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年七月一六日法律第七八号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成十二年七月一六日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成十二年七月三〇日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十二年二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成十二年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成十二年四月七日法律第三八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年四月二六日法律第四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十二年五月一七日法律第六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十二年五月二六日法律第八六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十二年五月三一日法律第九六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成十二年五月三一日法律第九七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)
第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成十二年六月七日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年六月七日法律第一一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条、第五章(第三十九条並びに第五十六条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)、第六章、第八十九条第六号、第九十条第四号及び第五号並びに第九十一条から第九十四条まで並びに附則第六條から第八條まで、第十一条及び第十三條から第十五條までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成十二年六月八日法律第四二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則 (平成十二年二月八日法律第一四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十二年一月二九日法律第一三三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則 (平成十二年三月三〇日法律第六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十三年三月三〇日法律第六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

三 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百六十九条第三項に係る部分を除く。)の規定
(政令への委任)
第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成十三年六月六日法律第三九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則 (平成十三年六月八日法律第四二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成十三年六月一五日法律第四九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十三年六月一五日法律第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一三年六月二〇日法律第五五号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一三年六月二九日法律第八五号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一三年六月二九日法律第八七号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則 (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則 (平成一三年六月二九日法律第九四号) 抄
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年七月四日法律第一〇一七号) 抄
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一三年一月九日法律第一二九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年一月二二日法律第一五三三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(経過措置の政令への委任)
第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年五月七日法律第三三三号) 抄
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条並びに附則第七条、第八条、第十一条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第二十三号(三)の改正規定に限る。)、第十二条及び第十三条(中央省庁等改革関係法(平成十一年法律第六十号)第百六十八号の改正規定に限る。)
の規定 平成十五年八月一日

附則 (平成一四年五月一〇日法律第三三九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年五月二九日法律第四五五号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年六月一九日法律第七七号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(第二号に係る部分に限る。)、第六条並びに附則第六条、第七條、第九條(一)及び第六條の規定による改正後の石油公団法第十九條第一号に掲げる公団所有資産の処分の業務)に係る部分に限る。、第十六條(金属鉱業事業団に係る部分に限る。)、及び第十八條(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を除く。)
から第二十一條までの規定、附則第二十二條、第二十三條及び第二十五條から第二十七條までの規定(これらの規定中金属鉱業事業団に係る部分に限る。)
並びに附則第二十八條及び第三十條(金属鉱業事業団に係る部分に限る。)
の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成一四年七月二六日法律第九三三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号) 抄
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九條及び附則第八條から第十九條までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年一月二三日法律第一五二二号) 抄
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の施行の日から施行する。

(登録免許税に関する経過措置)
第三条 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間における納付すべき登録免許税についての第四十六條の規定による改正後の登録免許税法(以下この条において「新登録免許税法」という。)
第二十四條の二の規定の適用については、同条第一項中「第二十一條から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる」とあるのは、「第二十一條から前条までに定める方法により国に納付しなければならぬ」とし、新登録免許税法第二十六條第四項並びに第三十一條第六項及び第七項の規定は、適用しない。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成十四年二月三日法律第一五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年三月三十一日法律第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中登録免許税法第五条第六号の改正規定、同法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。)、及び同法別表第三の改正規定(十九の項を改める部分及び二十三の項の次に一項を加える部分を除く。)、並びに附則第二十四条第二項の規定次に掲げる規定、平成十六年三月一日
二 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)
三 次に掲げる規定、平成十六年四月一日
四 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(帝都高速度交通営団の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。)
五 次に掲げる規定、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四十六号)の施行の日
六 第五条中登録免許税法別表第三の改正規定(十九の項を改める部分に限る。)

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 第五条の規定による改正後の登録免許税法(以下この条において「新登録免許税法」という。)第五条第六号の規定は、平成十五年十月一日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

2 独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)附則第八号第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号又は第二号

に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての新登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「事業又は」とあるのは、「事業、同法附則第八号第一項(業務の特例)に規定する業務のうち旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号、第二号又は第四号(業務の範囲)に規定する事業又は」とする。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

7 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記に係る登録免許税については、新登録免許税法(以下この条において「旧登録免許税法」という。)別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、同号に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日前に受けた所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記に係る登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

ける者については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号(四)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号(四)中「公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)第十七条第一項」とあるのは、「公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)第十七条」とする。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記に係る登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税を受けようとする者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の移転若しくは探石権の設定、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

(施行期日)
第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十五年七月一八日法律第一二四号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十五年七月二四日法律第一二五号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、附則第二十一条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成十五年八月一日法律第一三三号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十五年八月一日法律第一三六号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十五条 前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（施行日前二月に当たるとる日）にされた旧貸金業規制法第三条第

一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請に係るものを除く。）について適用し、施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録及び施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（施行日前二月以内にされたものを除く。）に係るものについては、なお従前の例による。

附則（平成十六年三月三十一日法律第一一〇号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中題名の次に目次及び章名を付する改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第七条の次に章名を付する改正規定、同法第八条の次に章名及び節名を付する改正規定、同法第九條及び第十條の改正規定、同法第十条の二から第十條の六までを削る改正規定、同法第十一條を改め、同条を同法第二十八條とし、同法第十條の次に三條、三節及び章名を加える改正規定（第二十三條に係る部分を除く。）、同法本則に一章を加える改正規定、同法附則第二項の改正規定並びに同法附則七條から第十條まで、第十二條から第十八條まで及び第二十三條の規定 平成十六年十月一日

附則（平成十六年三月三十一日法律第一一四号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の施行の日

ハ 第三条中登録免許税法別表第一の改正規定（同表第三十八号中「の登録等」を「の登録又は認定」に改める部分を除く。）並びに附則第十六條第二項及び第三項の規定

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六條 第三条の規定による改正後の登録免許税法（次項において「新登録免許税法」という。）第五条第七号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

2 新登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に受ける同表第二十四号の二に規定する免許又は登録について適用し、同日前に受けた第三条の規定による改正前の登録免許税法（次項において「旧登録免許税法」という。）別表第一第二十四号（七）に規定する免許に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第五号に定める日前に受けた旧登録免許税法別表第一第三十二号の二に規定する許可に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十六年四月二一日法律第三三〇号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年五月二二日法律第四三三号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

三 第二条（電波法第九十九條の十一第一項第一号の改正規定を除く。）並びに附則第六條及び第八條から第十二條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成十六年六月二日法律第六六号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六條から第十二條まで、第十四條から第十六條まで、第十八條、第二十條から第二十三條まで、第二十五條及び第二十六條の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第四条の規定の施行の日以後に附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十五條第一項の規定による不動産鑑定士補の登録を受ける者及び附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十八條の規定による変更の登録を受ける不動産鑑定士補については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号（十五）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号（十五）イ中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは、「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六條第一項（不動産鑑定士補に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）」の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と、同号（十五）ロ中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは、「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」とする。

第二十九條 附則第二条から第十三條まで、第六條、第十九條、第二十條、第二十二條、第二

十

二

六

二

二

二

十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月二日法律第七一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三章（第一節第一款及び第三款、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条（準用通則法）第三条、第八条第一項、第十一条、第十六条及び第十七条を準用する部分に限る。）並びに第五十一条を除く。
二 第四章（第五十四條第四号及び第五十五条まで、第七号）並びに附則第十一条から第十五条まで、第七号（法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四條第三十号の改正規定を除く。）、第十八条及び第十九条の規定
公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第一節から第三節まで、第二十四条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九條、第十六條、第二十條、第二十三條、第二十九條、第三十七條、第四十條及び第四十六條並びに附則第三十九條、第四十條、第五十九條及び第六十七條から第七十二條までの規定
平成十七年十月一日

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月二日法律第一〇五号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七條第三項（通則法第十四條の規定を準用する部分に限る。）及び第三十條並びに次条から附則第五條まで、附則第七條及び附則第三十九條の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第三十九條 附則第二條から第十三條まで、附則第十五條、附則第十六條及び附則第十九條に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年二月一日法律第一四七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年二月八日法律第一五九号）抄

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次に加える改正規定
（同表第三十四号の六（一）に掲げる登録に係る部分に限る。）

附則（平成一七年三月二日法律第二二四号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次に加える改正規定
（同表第三十四号の六（一）に掲げる登録に係る部分に限る。）

附則（平成一七年三月二日法律第二二四号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次に加える改正規定
（同表第四十六号の三に係る部分に限る。）
平成十八年二月一日

十六号の四に係る部分に限る。）
平成十八年三月一日

附則（平成一八年四月一日）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年四月一日）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年四月一日）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年四月一日）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年四月一日）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年四月一日）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年四月一日）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年四月一日）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日

附則（平成一六年六月二日法律第七一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十六年六月二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第一節から第三節まで、第二十四条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(三)、第四十五号(二)、第四十五号の三(二)若しくは(三)、第四十六号(二)、第四十六号の二、第四十七号の二(二)、第四十八号(三)から(六)まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録(第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。)の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第百二号。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。)附則第五條第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四條の規定による改正後の労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四條、第三十八條第一項、第四十一條第二項、第四十四條第一項、第四十四條の二第一項、第六十一條第一項又は第七十五條第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行日以後最初に受けるこれらの規定による登録(施行日以後に受けるものに限る。)は、それぞれ新登録免許税法別表第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

4 新登録免許税法別表第一第二十九号の十二(一)、第二十九号の十三、第三十号の二、第四十七号の二(二)、第四十八号(三)から(五)まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

5 厚生労働省関係法律整備法附則第六條第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第五條の規定による改正後の作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五條又は第四十四條第一項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登

録(施行日以後に受けるものに限る。)は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三(二)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

6 施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号(一)及び(二)中「十五万円」とあるのは「三万円」と、同号(三)中「三万円」とあるのは「一万円」とする。

7 新登録免許税法別表第一第三十四号の六(二)又は(三)に掲げる登録の申請書を平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合には、当該登録については、登録免許税を課さない。

8 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第四十号の五に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号(一)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」と、同号(二)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号。(四)において「海洋汚染防止法等改正法」という。))附則第六條第一項」と、同号(三)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十二第一項」と、同号(四)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項」と、同号(五)中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第一項」とする。

9 附則第一条第十二号に定める日から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間に受ける新登録免許税法

別表第一第三十一号(八)に掲げる登録に係る同号(八)の規定の適用については、同号(八)中「第四十三条の九第一項」とあるのは、「第四十三条の六第一項」とする。

10 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第九十六号)附則第七條第二項の規定により同法第六條の規定による改正後の気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第九條の登録を受けているものとみなされている者が公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行日以後最初に受ける同条の登録(施行日以後に受けるものに限る。)は、新登録免許税法別表第一第四十三号の二(二)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一七年四月二三日法律第二十九号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律第三十八号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律第三十九号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日法律第三十九号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年五月六日法律第四一号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年五月二〇日法律第四五号)抄

第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八條から第十一條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年五月二五日法律第五〇号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三條の規定、附則第三十八條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定(「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに」構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十一條及び第十一條の二)を削る部分に限る。)及び附則第三十九條の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十七号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則 (平成一七年五月二五日法律第五一号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年六月一七日法律第五七号）抄

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年六月一七日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年六月二二日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一七年六月二九日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一七年七月二二日法律第八五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八八号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一七年七月六日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一七年七月二二日法律第八五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一七年八月一〇日法律第九三号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附則（平成一七年一一月二二日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一八年二月一〇日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 第五条中登録免許税法第三十二条の次に二条を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
第六十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第三十二号（二）、（二十一）、（二十三）、（二十六）、（二十八）、（三十）ヲ、（三十三）若しくは（三十五）、第三十三号、第三十五号（九）から（十一）まで、第三十七号（三）若しくは（五）、第三十九号、第四十号（四）若しくは（五）、第四十一号（三）若しくは（六）、第四十二号（四）、第四十三号（二）、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第五十一号（一）（同号（一）に規定する変更登録に係る部分に限る。）、第五十三号、第五十五号、第五十六号（同号に規定する変更登録に係る部分に限る。）、第五十七号、第五十八号、第六十五号（二）、第六十六号（四）、第六十七号、第七十号（一）若しくは（二）、第七十四号、第七十五号、第七十七号（一）から（五）まで、第八十一号、第八十三号（一）、第八十八号、第八十九号（一）若しくは（二）、第九十号、第九十四号（五）、第九十六号（三）、第九号（一）から（三）まで、第九十二号、第九十四号（一）イ若しくはロ、（二）若しくは（三）、第九十五号、第九十七号から第九十九号まで、第一百零号（二）、第一百十七号から第一百十九号まで、第一百二十号（四）、第二百二十号から第二百二十三号まで、第二百二十四号（一）、第二百二十五号（二）、第二百二十六号から第二百二十九号まで、第三百十号（一）若しくは（二）、第三百十一号（一）から（三）まで、第三百二十七号、第三百三十八号（一）若しくは（二）、第三百三十九号（二）、（四）、（六）若しくは（八）、第四百十三号（二）若しくは（三）、第四百十五号、第四百十六号（一）、第四百十八号、第四百十九号、第四百十九号（二）又は第四百五十五号（一）若しくは（三）に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該登記等の事務をつかさどる官署又は団体（以下この条において「登記官署等」という。）に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 新登録免許税法別表第一第三十二号（二十三）、（二十六）若しくは（三十五）、第三十七号（四）、第五十三号、第五十八号、第七十四号、第七十七号（一）から（五）まで、第八十三号（一）、第九十五号、第九十八号、第二百二十四号（一）、第二百二十九号、第四百四十五号、第四百四十六号（一）又は第四百四十八号に掲げる登記等の申請書を施行日前に登記官署等に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合において、当該登記等に係る手数料の納付をしているときは、当該納付により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

4 新登録免許税法別表第一第六十五号（二）、第七十七号（一）から（五）まで又は第四百四十四号（二）に掲げる登記等の申請書を平成十八年一月一日前に登記官署等に提出した者が施行日から同年四月三十日（同表第七十七号（一）から（五）まで）に掲げる登記等にあつては、同年五月三十一日までの間に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、当該登記等については、登録免許税を課さない。

5 施行日から平成十八年四月三十日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第六十五号（三）イに掲げる免許に係る同号（三）イの規定の適用については、同号（三）イ中「全品目」とあるのは、「全種類」とする。

6 施行日前に作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第八十四号（一）に掲げる登録に係る同号（一）の規定の適用については、同号（一）中「登録（同法第二条第五号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける

（二）、第三百三十九号（二）、（四）、（六）若しくは（八）、第四百十三号（二）若しくは（三）、第四百十五号、第四百十六号（一）、第四百十八号、第四百十九号、第四百十九号（二）又は第四百五十五号（一）若しくは（三）に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該登記等の事務をつかさどる官署又は団体（以下この条において「登記官署等」という。）に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

（二）、第三百三十九号（二）、（四）、（六）若しくは（八）、第四百十三号（二）若しくは（三）、第四百十五号、第四百十六号（一）、第四百十八号、第四百十九号、第四百十九号（二）又は第四百五十五号（一）若しくは（三）に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該登記等の事務をつかさどる官署又は団体（以下この条において「登記官署等」という。）に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

登録を除く。」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

7 施行日前に測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第四十九条第一項の測量士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一百五十二号(一)に掲げる登録に係る同号(一)の規定の適用については、同号(一)中「登録及び同法第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年五月一七法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

附則 (平成一八年五月一七法律第三八号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十條の規定 平成十九年四月一日

附則 (平成一八年五月一九法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二條の見出しの改正規定及び同条に四項を加える改正規定、同法第六章の二の四第一項の改正規定、同法第百条第一項の改正規定、同法第百二条第一項及び第二

項の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く)、同法第百七条第七号の改正規定、同法第百十条第一項の改正規定(同項第三号中「第九十六條の九」の下に「(第九十六條の十九)において準用する場合を含む。」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。)並びに同法第百十三條の改正規定並びに附則第十六條及び第二十六條(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第百二十四号の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

項の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く)、同法第百七条第七号の改正規定、同法第百十条第一項の改正規定(同項第三号中「第九十六條の九」の下に「(第九十六條の十九)において準用する場合を含む。」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。)並びに同法第百十三條の改正規定並びに附則第十六條及び第二十六條(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第百二十四号の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成一八年六月七日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月二二日法律第八〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年六月二二日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第十條並びに附則第四條、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第百五條、第百二十四條並びに第百三十一條から第百三十三條までの規定 公布の日
五 第四條、第八條及び第二十五條並びに附則第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第三十一條まで、第八十條、第八十二條、第八十八條、第九十二條、第百一條、第百四條、第百七條、第百八條、第百十五條、第百十六條、第百十八條、第百二十一條並びに第百二十九條の規定 平成二十年十月一日

(処分、手続等に関する経過措置)
第百三十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下こ

の条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされてないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされてないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第百三十三條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年二月二〇日法律第一一四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成一八年二月二〇日法律第一一五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三 第三条の規定並びに附則第十六條、第四十條、第四十二條及び第六十五條の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第百八号)の施行の日
ホ 第五条中登録免許税法第十四條第一項の改正規定、同法別表第一第三号の改正規

定、同表第二十八号の次に次のように加える改正規定、同表第三十五号(九)の改正規定、同表第三十八号の改正規定及び同表第三十九号の改正規定

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第五十一條 第五条の規定による改正後の登録免許税法(第十四條第一項、別表第一第三号、同表第二十八号の二、同表第三十五号(九)及び同表第三十八号を除く。)の規定は、施行日以後に受ける登記、登録又は認定に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記、登録又は認定に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第百五十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年五月一一日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中産業活力再生特別措置法第二条に五項を加える改正規定(同条第二十項及び第二十一項に係る部分に限る。)及び同法第四章中第三十三條を第五十七條とし、同条の次に一節を加える改正規定(同章中第三十三條を第五十七條とする部分を除く。)並びに附則第九條及び第十一條の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (政令への委任)

第九條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第十條 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規

定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附則（平成一九年五月二五日法律第五九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月三〇日法律第六四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条第八項（同条第七項に関する部分に限る。）、第八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十三条、第十二条第五項、第十六条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第四十一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成一九年六月一三日法律第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月一三日法律第八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月一三日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一九年六月一三日法律第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月一五日法律第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月二〇日法律第九二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月二七日法律第九九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一九年二月二一日法律第一一五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（平成一九年二月二五日法律第一二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一九年二月二八日法律第一三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一九年二月二八日法律第一三六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第一六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の公布の日から施行する。

附則（平成二十三年五月二日法律第三十七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十四条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定

附則（平成二十三年五月二日法律第三十九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二條から第五十一條までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置）
第五十条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年五月二日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年五月二日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
第六条 この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号（三十）に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号（三十）中「同法第七十一条の三第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定」とあるのは「航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第二条第一項（操縦技能審査員の認定に相当する認定）に規定する相当認定（以下単に「相当認定」という。）」と、同号（三十）カ中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」とする。

附則（平成二十三年五月二日法律第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
第四十四条 存続共済会が受ける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の十六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年六月一日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年六月八日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年六月一五日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定（同条第一項中「国民、民間団体等」を「企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。）に改める部分及び同条第七項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める部分を除く）、第二十条の改

正規定、第二十条の次に九条及び節名を加える改正規定（節名を加える部分を除く）、第二十一条の次に五条を加える改正規定（第二十一条の二及び第二十一条の三を加える部分を除く）、第二十五条の改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年六月二日法律第七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二とする改正規定及び同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第二項若しくは）を削る部分に限る。）に限る。

附則（平成二十三年六月三日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年六月三日法律第八二号）抄

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十一条 第五条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日の翌日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年六月三日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十三年二月二日法律第一一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
第三十一条 第五条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日の翌日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年四月一日法律第二四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置

（納税環境の整備に向けた検討）
第六十六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附則（平成二十三年二月二日法律第一一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百十條第一項の改正規定、同法第二百七十條の四第九項の改正規定（「（第四百十條）を（一次条第一項、第四百十條）」に改める部分及び「（第三百二十九條第二項）」を「（第三百二十八條第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「（第三百二十五條第一項）」とあるのは「（第二百七十條の四第八項）」と、「（第二百七十一條の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十一條の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十一條の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十三條第一項第三十三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「（第三百二十八條）」を「（第三百二十七條第五項及び第三百二十八條）」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表百條の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「（新保険業法第二編第七章第一節）」を「（保険業法第二編第七章第一節）」に改める部分及び「（新保険業法の規定）」を「（同法の規定）」に改める部分に限る。）、同項の表百三十七條第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表第三百三十三條第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第十七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第三百條第一項第八号の項の改正規定、同法附則第十五條の項の改正規定、同法附則第三十三條の二第一項の改正規定、同法附則第三十三條の三の改正規定、同法附則第三十四條の二並びに第三十六條第一項及び第二項の改正規定、第三條の規定並びに次条第二項及び第三項、附則第三條第一項及び第二項、第四條、第五條、第八條（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百二條の改正規定に限る。）並びに第九條から第十三條までの規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

定にあつては、当該規定）の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成二四年三月三十一日法律第二十五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十二條、第二十六條、第二十七條、第五章第一節及び第六章並びに附則第三條、第六條、第八條から第十三條まで、第十七條、第二十四條及び第二十六條の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日
六 附則第二十三條の規定 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日
七 附則第十八條及び第十九條の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日いずれか遅い日
（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）
第十條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日である場合には、前条のうち、登録免許税法第三十四條の次に一條を加える改正規定中「第三十四條の次」とあるのは「第三十四條の二の次」と、「第三十四條の二」とあるのは「第三十四條の三」と、同法別表第一の改正規定中「第三十四條の二」とあるのは「第三十四條の三」とする。
（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）
第十九條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日である場合には、前条の規定は、適用しない。

附則（平成二四年四月六日法律第二十七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年六月二七日法律第四十七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
四 附則第十七條、第二十一條から第二十六條まで、第三十七條、第三十九條、第四十一條から第四十八條まで、第五十條、第五十五條、第六十一條、第六十五條、第六十七條、第七十一條及び第七十八條の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日
附則（平成二四年八月一〇日法律第五十七号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年八月二二日法律第六十七号）抄
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十五條及び第七十三條の規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年九月五日法律第七十六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年九月五日法律第八十四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年九月二二日法律第八十六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第十三項及び第十八條の規定 公布の日
三 第三條並びに附則第七條、第九條から第十四條まで及び第十六條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（政令への委任）
第十八條 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規

定にあつては、当該規定）の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年九月五日法律第八十四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年九月二二日法律第八十六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第十三項及び第十八條の規定 公布の日
三 第三條並びに附則第七條、第九條から第十四條まで及び第十六條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（政令への委任）
第十八條 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年九月五日法律第八十四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二四年九月二二日法律第八十六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第十三項及び第十八條の規定 公布の日
三 第三條並びに附則第七條、第九條から第十四條まで及び第十六條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（政令への委任）
第十八條 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十四年九月二日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第六号から第九号まで、第十九号及び第二十条の規定 発効日前の政令で定める日（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 附則第二号に掲げる規定の施行の日から発効日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第一三十七号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号中「船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは、「船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）附則第七号第一項（登録検査機関の登録）」の規定による登録」とする。

附則（平成二十四年九月二日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月二六日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二五年三月三〇日法律第五号）抄

第一条 この法律は、平成二五年四月一日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第四条の規定による改正後の登録免許税法（次項において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日から子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

二十四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における新登録免許税法別表第三の一項の第三欄の第三号の規定の適用については、同号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」とあるのは、「児童福祉法」とする。（政令への委任）

第七号 抄

第七十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八十条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準（所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附則（平成二五年五月一〇日法律第一二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年五月三十一日法律第二五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年五月三十一日法律第二九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六号、第八号及び第十一号から第十六号までの規定 平成二十六年四月一日

附則（平成二五年六月五日法律第三一三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の次に一条を加える改正規定、第五十号の四を第五十号の五とし、同条の次に十号を加える改正規定（第五十号の四を第五十号の五とする部分を除く。）並びに第五十六号の二の二、第五十六号の二の三第一項及び第二項第三号並びに第五十六号の二の二十第一項の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二五年六月二二日法律第三九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年六月二九日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七号の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八号の三、第九十八号の六

第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一号の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五号のうち水産業協同組合法第十一号の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八号の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四号のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五号の規定、第十九号のうち農林中央金庫法第五十八号中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三号、第九十六号及び第九十八号第一項の改正規定、第二十二号の規定並びに附則第三十号（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三号第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律百十三号）第十二号第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六号及び第三十七号の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日（政令への委任）

第三十七号 附則第二条から第十五号まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年六月二二日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年六月二六日法律第六三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四号の改正規定、

第五十中国国民年金法等の一部を改正する法律
附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第百三十九条、第百四十三條、第百四十六條及び第百五十三條の規定、公布の日（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第百十四條 存続連合会が受ける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の二の二の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 存続厚生年金基金が受ける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百五十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年六月二八日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

附則（平成二五年一月二七日法律第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附則（平成二五年一月二七日法律第八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四條、第六十六條及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十九條 前条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日以後に受ける許可、認定又は登録（附則第六十三條の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一号に掲げる申請に係る許可及び同条第三号に掲げる申請に係る認定を除く。）に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた許可又は認定（施行日以後に受ける許可及び認定で、附則第六十三條の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一号及び第三号に掲げる申請に係るものを含む。）に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第百條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当するものがあるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（政令への委任）

第百二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二五年一月二七日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。ただし、附則第六條から第十條まで及び第十三條の規定は、公布の日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第七七号の二（一）に掲げる許可及び同号（二）に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号（一）中「第三十五條第一項（特定細胞加工物の製造の許可）の特定細胞加工物の製造の許可（更新の許可を除く。）」とあるのは「附則第八條第二項前段（施行前の準備）の許可」と、同号（二）中「第三十九條第一項（外国における特定細胞加工物の製造の認定）の外国における特定細胞加工物の製造の認定（更新の認定を除く。）」とあるのは「附則第八條第四項前段の認定」とする。

（政令への委任）

第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年一月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第九九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年三月三十一日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年三月三十一日法律第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年三月三十一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第九九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月二二日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第四九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第五九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第八十六号の改正規定に限る。）の規定
平成二十八年四月一日

附則（平成二六年六月四日法律第五四号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月一日法律第六三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
三 目次の改正規定、第二章第五節第三款を同節第四款とする改正規定、第八十七條第一項、第九十一條第二項及び第九十五條第一項の改正規定、第二章第五節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に一款を加える改正規定、第六十三條第一項、第六十六條第五項、第七十四條第一項及び第八十二條の改正規定、第八十八條の改正規定（同条第一号の改正規定を除く）、第九十二條の改正規定並びに別表第二を別表第三とし、別表第一第一号中（昭和二十二年法律第二十六号）を削り、同表を別表第二とし、附則の次に一表を加える改正規定並びに附則第四條第二項及び第六條の規定
公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二六年六月一日法律第七一号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十條の改正規定及び同法本則に一條を加える

改正規定、第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第七條から第十一條までの規定
公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)
第九條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の施行の前日である場合には、前条中「別表第一第五十号の二」とあるのは「別表第一第五十号」と、「五十の二」とあるのは「五十の三」とする。
2 前項の場合において、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律附則第八條中「別表第一第五十号」とあるのは「別表第一第五十号の二」と、「五十の二」とあるのは「五十の三」とする。
附則（平成二六年六月一日法律第七二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 附則第六條、第七條及び第五十九條の規定
公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第五十九條 附則第一条第二号に定める日から施行日の前日までの間に受ける附則第六條第二項又は第七條第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第一四四号の規定の適用については、同号中「供給区域等の変更の許可」とあるのは「供給区域等の変更の許可、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者による小売供給の登録」と、同号(一)中「の電気事業の許可」とあるのは「の電気事業の許可又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）以下この号において「電気事業法等改正法」という。）」
附則第六條第二項（小売電気事業の登録等に関する経過措置）若しくは第七條第二項（小売電気事業の登録等に関する経過措置）の「若しくは」と、同号(一)イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「(限る。）」とあるのは「(限る。）」と、又は電気事業法等改正法附則第六條第二項の「又は電気事業法等改正法附則第六條第二項の登録」と、同号(一)イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「(限る。）」とあるのは「(限る。）」と、又は電気事業法等改正法附則第六條第二項

項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」と、同号(一)ハ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「(限る。）」とあるのは「(限る。）」と、又は電気事業法等改正法附則第七條第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。
附則（平成二六年六月二五日法律第八一号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(政令への委任)
第十條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成二六年六月二五日法律第八三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十二条中診療放射線技師法第二十六條第二項の改正規定及び第二十四條の規定並びに次条並びに附則第七條、第十三條ただし書、第十八條、第二十条第一項ただし書、第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七條、第七十一条及び第七十二条の規定
公布の日
三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七條第五項、第八條、第八條の二、第十三條、第二十条の二、第二十五條、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三、第二項、第五十三

項、第五十四條第三項、第五十四條の二、第五十四條の三、第二項、第五十八條第一項、第六十八條第五項、第六十九條の三十四、第六十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九第二項、第七十八條の二、第七十八條の十四第一項、第一百五條の十二、第一百五條の二十二第一項及び第一百五條の四十五の改正規定、同法第一百五條の四十五の次に十條を加える改正規定、同法第一百五條の四十六及び第一百五條の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五條の四十八を同法第一百五條の四十九とし、同法第一百五條の四十七の次に一條を加える改正規定、同法第一百七條、第一百八十八條、第二百二十二條の二、第二百二十三條第三項及び第二百二十四條第三項の改正規定、同法第二百二十四條の次に二條を加える改正規定、同法第二百二十六條第一項、第二百二十七條、第二百二十八條、第四百四十一條の見出し及び同条第一項、第四百四十八條第二項、第五百二十二條及び第五百三十三條並びに第七百七十六條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九條から第八百八十二條までの改正規定、同法第二百二條の次に一條を加える改正規定、同法第二百二條第一項、第二百三條及び第二百五條並びに附則第九條第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一條を加える改正規定、第七條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九條及び第十條の規定、第十二條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三條及び第十四條の規定、第十五條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七條の規定（第十八條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九條の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に關する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五條、第八條第二項及び第四項、第九條から第十二條まで、第十三條（ただし書を除く。）、第十四條から第七條まで、第二十八條、第三十條、第三十二条第一項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則第五十條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一條の規定、附則第五十二條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高

年齢虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百六十六条の第二項第六号の改正規定（同法第八号第二十四項）を「同条第二十五項」に改める部分に限る。及び同法附則第五條の第二項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五條の第二項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十條の第四項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十條の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、及び同法第二十條の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八條中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第五号の改正規定（同法第八條第二十四項）を「同条第二十五項」に改める部分に限る。並びに同法附則第二条及び第十三條の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十二條（第一項ただし書を除く。）、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号の改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間に

政令（の委任）
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年六月二五日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令（の委任））

第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二六年六月二七日法律第九一号）抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二六年六月二七日法律第九二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年五月七日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年五月二二日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五條中健康保険法第九十條第二項及び第九十五條第六号の改正規定、同法第一百五十三條第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四條を加える改正規定、第七條中船員保険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三号の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基

金法第十五條第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條、第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定 公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二條（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四條の規定並びに附則第十六條、第十七條、第十九條、第二十一條から第二十五條まで、第三十三條から第四十四條まで、第四十七條から第五十一條まで、第五十六條、第五十八條及び第六十四條の規定 平成二十八年四月一日

附則（平成二七年六月二四日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五條第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六條の二の改正規定並びに第四条、第七條、第十一條及び第十四條の規定並びに次条、附則第二十二條第六項、第二十八條第五項、第三十五條、第三十六條（附則第十八條第一項及び第四項、第十九條第二項及び第四項、第二十六條第一項及び第四項並びに第三十二條第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第三十九條、第四十條、第四十九條、第五十條（第五項を除く。）、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條から第六十二條まで、第六十三條（第四項を除く。）、第六十四條から第六十八條まで及び第七十六條の規定、附則第七十七條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第七十八條第七項から第十項までの規定、附則第八十三條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四條の規定並びに附則第八十五條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百三十三号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十六條及び第八十六條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二條から第十五條まで、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十二條（第六項を除く。）、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條（附則第二十四條第一項に係る部分に限る。）、第二十八條（第五項を除く。）、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十四條、第三十六條（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項、第三十條第一項及び第三十一條に係る部分に限る。）、第三十七條、第三十八條、第四十一條（第四項を除く。）、第四十二條、第四十三條、第四十五條（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六條（附則第四十三條及び第四十五條（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十七條、第四十八條及び第七十五條の規定、附則第七十七條中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九條の三第三項及び第七百一十條の三十四第三項第七号の改正規定、附則第七十八條第一項から第六項まで及び第七十九條から第八十二條までの規定、附則第八十三條中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五條第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五條中登録免許税法別表第一第一号の改正規定及び同表第四号（八）の改正規定、附則第八十七條の規定、附則第八十八條中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十條から第九十五條まで及び第九十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

八 附則第三条から第五条まで及び第九條から第十一條までの規定、附則第八十八條中電源開発促進税法第二条第二号の改正規定、同法第九條第二項の改正規定（「第十一條」を「第十一條第一項」に改める部分に限る。）、同法第十一條の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第九十六條の規定 平成二十六年改正法の施行の日

（電気事業に係る兼業者たる法人の分割に関する登録免許税の非課税）
第十一条 平成二十六年改正法の施行の日から施行日までの間に兼業者たる法人（送電事業及び

小売電気事業又は発電事業のいずれも営むものを含む。)について分割があつた場合において、承継法人(前条第三項において読み替へて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。)が当該分割により当該承継業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録については、財務省令・経済産業省令で定めるところにより当該承継後三年以内に登記又は登録を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

第八十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から第五号施行日の前日までの間に受ける附則第十六条第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第一号の規定の適用については、同号中「ガス事業の許可」とあるのは「ガス事業の許可、ガス小売事業の登録」と、同号(一)中「又は」とあるのは「若しくは」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第十六条第二項(ガス小売事業の登録等に関する経過措置)の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。

附則 (平成二十七年七月八日法律第五十三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第十条の規定 公布の日
 二 第八号から第十号まで、第三章、第三十条第八項及び第九項、第六章、第六十三号、第六十四号、第六十七号から第六十九号まで、第七十条第一号(第三十八号第一項に係る部分を除く。)、第七十条第二号及び第三号、第七十一条(第一号を除く。)、第七十三号(第六十七号第二号、第六十八号、第六十九号、第七十条第一号(第三十八号第一項に係る部分を除く。)、第七十条第二号及び第三号並びに第七十一条(第一号を除く。))に係る部分に限る。並びに第七十四号並びに次条並びに附則第三条及び第五号から第九号までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)
第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十七年九月四日法律第六十三号) 抄
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第二十八号、第二十九号第一項及び第七号、第三十条から第四十条まで、第四十七号(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第九号並びに第九十五号の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

(政令への委任)
第九十五号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十七年九月九日法律第六十五号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十七年九月一六日法律第六十八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年三月三十一日法律第七十三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年五月二三日法律第七十六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年五月二三日法律第七十六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年五月二三日法律第七十六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

に限る。)、同法第三条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九条、第十条の二第二項第一号、第十五条の二第一項第八号及び第十五条の三の改正規定、同法第十五条の七に一項を加える改正規定、同法第十五条の七を同法第十五条の八とし、同法第十五条の六を同法第十五条の七とする改正規定、同法第三章第二節第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とする改正規定、同法第十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十六条第四項の改正規定、同法第二十七号第五項の改正規定(第十五条の六第二項)を「第十五条の七第二項」に改める部分に限る。並びに同法第九十六号の改正規定を除く。並びに附則第五号、第六号及び第九号の規定 平成二十八年四月一日

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十七年九月一八日法律第七十三号) 抄
第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年三月三十一日法律第七十七号) 抄
第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四号の規定並びに附則第十条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定 平成二十八年四月一日

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年四月二二日法律第七十九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年五月二三日法律第八十号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年五月二三日法律第八十号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年五月二三日法律第八十号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第五号 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第一項に規定する総合効率化計画の変更の認定に係る変更登録又は事業計画の変更の認可に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年五月二〇日法律第四十八号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年六月三日法律第六十二号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年一月二八日法律第九十九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年一月二八日法律第九十九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章、第三百三十一号、第三百三十二号、第三百三十三号(第八十六号及び第八十八号第二項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第三百三十四号(第十二号に係る部分に限る。)、第三百三十五号(第十五号の規定並びに附則第五号から第九号まで、第十一号、第十四号から第十七号まで、第十八号(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限る。))、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年一月二八日法律第九十九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十八年一月二八日法律第九十九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第九十九号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則（平成二八年二月九日法律第九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二八年二月九日法律第一〇〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八号の改正規定並びに附則第三条及び第八号の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第四条の規定及び附則第二十三条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二九年五月二二日法律第二八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年五月二四日法律第三七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む）は、政令で定める。

附則（平成二九年六月二日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む）は、政令で定める。

附則（平成二九年六月二日法律第四九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十一条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条 附則第二条から第九号までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む）は、政令で定める。

附則（平成二九年六月二日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二九年六月二日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七号から第四十九号までの規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む）は、政令で定める。

附則（平成二九年六月二六日法律第六四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年六月二六日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年六月二三日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年六月二三日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）

（政令への委任）

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む）は、政令で定める。

附則（平成三〇年五月二三日法律第二四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年五月二三日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成三〇年五月三〇日法律第三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年六月一三日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年六月二〇日法律第六一号）抄

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第五条から第九条まで、第十一条及び第十三条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

附則（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日

二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)
第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成三〇年七月二十五日法律第七八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年二月一四日法律第九五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日法律第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
七 次に掲げる規定 令和二年四月一日

ハ 第五条の規定(同条中登録免許税法別表第一第三十八号(四)の改正規定及び同表第四百二十二号(二)の改正規定を除く。)(罰則に関する経過措置)
第一百十五号 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百十六号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和元年五月一七日法律第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和元年五月二二日法律第九九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和元年五月三一日法律第一六八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月七日法律第二八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、(その他の経過措置の政令への委任)
第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和元年六月二二日法律第三〇七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日
二 第二条の規定、第四条(寛せい刑取締法第九九条第一項第二号の改正規定に限る。)(規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第十五条の五第二項の改正規定に限る。)(規定並びに附則第二十三号、第二十八号、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(政令への委任)
第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月二二日法律第三一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定 公布の日

二 略
三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第三百三十二条)を、「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六中商業登記法第七條の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同法から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)、同法第八十七條第一項及び第二項並びに第九十一條第一項の改正規定、同法第二項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。))並びに同法第九十五条、第一百一条、第一百八条及び第三十八條の改正規定、第九九条中社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項の改正規定(「(以下この条)」の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第一百五十九條第三項第一号の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五條第一項の改正規定(「まで」の下に「、第一百五十九條の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第二項の表第一百五十九條第一項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九條第二項の表に次のように加える改正規定、第十條第二項から第二十三項までの規定、第十一條中会社更生法第二百六十一條第一項後段を削る改正規定、第十四條中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六條の改正規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(「従たる事務所の所在地における登記(第三百三十二條―第三百三十四條)」を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四十七條の次に五條を加える改正規定、同法第三百一號第二項第四號の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、同法第三百五十五條及び第三百二十九條の改正規定、同法第三百三十條の改正規定(「第四

の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九條第二項の表に次のように加える改正規定、第十條第二項から第二十三項までの規定、第十一條中会社更生法第二百六十一條第一項後段を削る改正規定、第十四條中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六條の改正規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(「従たる事務所の所在地における登記(第三百三十二條―第三百三十四條)」を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四十七條の次に五條を加える改正規定、同法第三百一號第二項第四號の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、同法第三百五十五條及び第三百二十九條の改正規定、同法第三百三十條の改正規定(「第四

十九号から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第三百二十二条」を、「第三百二十二条から第三百七十七条まで及び第三百十九号」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（第三項を除く）、第十八条を削る部分に限る。第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、第二十二條及び第二十三條の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法第四百四十五條」と読み替える」に改める部分を除く）、同法第九十条の四、第九十一条の第二項、第九十二条第一項及び第九十二条の十の改正規定、同法第九十二条の十一の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法第四百四十五條」とあるのは「金融商品取引法第四百四十五條」と読み替える」に改める部分を除く。並びに同法第四百四十五條第一項及び第四百四十六條の改正規定、第二十七條中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三條から第二十四條の二までの改正規定及び同法第二十五條の改正規定（第二十三條の二まで）を「第十九條の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。第三十二

条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十条第一項の改正規定（「第三百五條第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く）、同法第六十六條第四項の改正規定、同法第六十六條第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第七十七條の改正規定（「第二十條第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四條第七号中「若しくは第三十條第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第二百七十五條」との下に「同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第七十七條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分を除く。及び同法第二百四十九條第九号の次に一号を加える改正規定、第三十四條中信用金庫法の目次の改正規定（「第四十八條の八」を「第四十八條の十三」に改める部分に限る）、同法第四十六條第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八條の八の次に五條を加える改正規定、同法第六十五條第二項、第七十四條から第七十六條まで及び第七十七條第四項の改正規定、同法第八十五條の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第八十七條の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六條中労働金庫法第七十八條から第八十條まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九條の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、第三十八條中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四條第一項の改正規定、第四十條の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四條第二項及び第二十二條第五項第三号の改正規定を除く）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九條第一項の改正規定（「規定」を「規定（同法第二百九十八條（第一項第三号及び第四号を除く）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四條、第三百十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項を除く。中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九條第一項及び第三

百二十五條の三第一項第五号を除く。中）に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、」の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十八條第一項（各号を除く。）、及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百二十四條並びに第三百十八條第四項を除く。）」中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。）」及び第四項中「を」第三号及び第四号を除く。中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五條第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百二条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、」に、「第三百一十一條第四項及び第三百一十二條第五項」を「第三百一十一條第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八條第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百一十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。同法第六十四條第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七條の改正規定（「第四十八條」を「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を（登記）」に、「第四百四十八條」を「第四百三十七條」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九條から第四百八條まで（「に改める部分及び「第四十八條から第五十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の十二第二項」と、同法第四百四十六條の二中「商業登記法（一）とあるのは「保険業法（平成七年法律第五十五号）第六十七條において準用する商業登記法（一）と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第四百四十五條」と、同法第四百四十八條中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。同法第八十四條第一項並びに第九十六條の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六條の十六

第四項の改正規定（並びに）を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。同法第六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第七十一条及び第八十三條第二項の改正規定、同法第二百十六條の改正規定（「第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第十二條第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）」並びに同法第三百三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を「二、」から第二十七條まで（「に改める部分、」同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と）を削る部分及び「準用する会社法第五百七條第三項」との下に「同法第四百四十六條の二中「商業登記法（一）とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第八十三條第一項において準用する商業登記法（一）」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四百四十五條」とを加える部分を除く。）」及び同法第三百一十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（「第三項を除く。）」を削る部分に限る。第五十一条、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と）を削る部分に限

る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定(同条第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定(第十七條(第三項ヲ除ク)を「第十七條」に改める部分に限る。)、第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一條を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一條第一項第四十號の次に一號を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一條を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第一百三十條第一項第三十八號の次に一號を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一條を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第六十條第二項の改正規定並びに同法第二百一十二條第一項第十二號の次に一號を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一條を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第一百條第一項第十六號の次に一號を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定(、第四十八條)を「、第五十一條」に、「並びに第九十三

二條)を「、第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに第三百三十九條」に改める部分及び「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」とを削る部分に限る。)、第九十六條の規定(同条中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定(前号に掲げる部分に限る。))並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第九十四條の十一第二項の改正規定を除く。)、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定(「第八項」の下に「、第三十八條の六」を加える部分を除く。)、第一百條の規定(同条中中小企業団体の組織に関する法律第五十三條第一項第十三号の改正規定を除く。)、第一百二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第五十九條第三項から第五項まで及び第六十條第一項の改正規定並びに同法第六十八條の改正規定(、第四十八條)を「、第五十一條」に、「並びに第三百三十二條」を「、第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに第三百三十九條」に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、一を削る部分に限る。)、第一百七條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。))並びに第一百一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。))会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年六月二日法律第四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和二年六月二日法律第四号) 抄
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定(「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三條」を「第三十四條」に、「第三十四條」を「第三十四條の二」に改める部分に限る。)、同法第二十六條の次に二條を加える改正規定、同法第二十七條第一項の改正規定、同法第二十七條の十二の改正規定、同法第二十七條の二十六第一項の改正規定、同法第二十七條の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八條の改正規定、同法第二十八條の四十五号の改正規定、同法第五款の款名の改正規定、同法第三十一條の前に見出しを付する改正規定、同法第六款中第三十四條を第三十四條の二とする改正規定、同法第五款に一條を加える改正規定、同法第九十九條第九号の改正規定及び同法第一百二十條第九号の改正規定、第五條の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。))並びに第六條中電気事業法等の一部を改正する法律附則第六條第四項の改正規定(「第六十六條の十一」を「第六十六條の十」に改める部分に限る。))及び同法附則第二十三條第三項の改正規定並びに附則第六條、第七條、第九條から第十二條まで及び第二十八條の規定 公布の日

附則 (令和二年六月二日法律第五号) 抄
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三條(見出しを含む。))及び第十四條(見出しを含む。))の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法附則第十一條(見出しを含む。))及び第十二條(見出しを含む。))の改正規定、第六條及び第八條の規定並びに附則第六條の規定、附則第七條の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十條第三項及び第四項の改正規定を除く。))並びに附則第八條及び第九條の規定、公布の日

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表
第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十

五條、第十七條、第十七條の三、第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條、第三十四條の五(関係)	登記、登録、特許、免許、課税標準	税率
許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項		
一 不動産の登記(不動産の信託の登記を含む。)(注)この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項(定義)に規定する立木をいう。		
(一) 所有権の保存の登記	不動産の価	千分の四
(二) 所有権の移転の登記	不動産の価	千分の四
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価	千分の四
ロ 共有物の分割による移転の登記	不動産の価	千分の四
ハ その他の原因による移転の登記	不動産の価	千分の二
ニ 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記	不動産の価	千分の十
イ 設定又は転貸の登記	不動産の価	千分の十
ロ 相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価	千分の二
ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価	千分の二
ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価	千分の十
転の登記	不動産の価	千分の二
(三)の二 配偶者居住権の設定の登記	不動産の価	千分の二
(四) 地役権の設定の登記	承役地の不	一個につき
	動産の個数	千五百
(五) 先取特権の保存、質権金額、千分の四		
権若しくは抵当権の設定、極度金額又		
強制競売、担保不動産競売は不動産工		
(その例による競売を含む)費用の予		
算金額		
以下単に「競売」とい算金額		
保不動産収益執行に係る差		
押え、仮差押え、仮処分又		

は抵当付債権の差押えその他権利の処分制限の登記		
(二) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記	債権金額又千分の一	
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又千分の一	
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額又千分の二	
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	は分割後の共有者の数 を除去して計算した金額	
(八) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数 千円	
(九) 質借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	質借権及び一件につき 抵当権の件数	
(十) 信託の登記	不動産の価額千分の四	
イ 所有権の信託の登記	不動産の価額千分の四	
ロ 先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	債権金額又千分の二 は極度金額	
ハ その他の権利の信託の登記	不動産の価額千分の二	
登記		
(十一) 相続財産の分離の登記	不動産の価額千分の四	
イ 所有権の分離の登記	不動産の価額千分の四	
ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額千分の二	
(十二) 仮登記		
イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額千分の二	
ロ 所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記		
(一) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額千分の二	

(二) 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額千分の二	
(三) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額千分の十	
ハ 地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のため	不動産の価額千分の五	
(一) 設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のため	不動産の価額千分の五	
(二) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のため	不動産の価額千分の二	
(三) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のため	不動産の価額千分の一	
(四) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のため	不動産の価額千分の五	
ニ 配偶者居住権の設定の仮登記	不動産の価額千分の二	
ホ 信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のため	不動産の価額千分の二	
(一) 所有権の信託の請求権の保全のため	不動産の価額千分の二	
ニ 仮登記		
(二) 先取特権、質権若しくは抵当権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のため	債権金額又千分の一	
(三) その他の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のため	不動産の価額千分の一	

ハ 相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額千分の二	
(一) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のため	不動産の価額千分の二	
(二) 所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のため	不動産の価額千分の一	
ト その他の仮登記	不動産の価額千分の二	
(十二) 所有権の登記のある不動産の表示の変更の登記で次に掲げるもの	不動産の個一個につき 千円	
イ 土地の分筆又は建物の分筆又は区分	区分後の不動産の個数	
ロ 土地の合筆又は建物の合筆又は合併	合併後の不動産の個数	
ハ 土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更併後	不動産の個一個につき 千円	
(十四) 付登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	不動産の個一個につき 千円	
(十五) 登記の抹消	不動産の個一個につき 千円	
ロ 船舶の登記	船舶の価額千分の四	
イ 所有権の保存の登記	船舶の価額千分の四	
ロ 所有権の移転の登記	船舶の価額千分の四	
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額千分の四	
ロ 遺贈、贈与その他無償による移転の登記	船舶の価額千分の二	

ハ その他の原因による移転の登記	船舶の価額千分の二	
(三) 委付の登記	船舶の価額千分の四	
(四) 質借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額千分の四	
(五) 抵当権の設定、強制競売若しくは競売に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又千分の四	
(六) 抵当権の移転の登記	債権金額又千分の一	
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又千分の一	
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額又千分の二	
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	は分割後の共有者の数 を除去して計算した金額	
(八) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数 千円	
(九) 質借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	質借権及び一件につき 抵当権の件数	
(十) 信託の登記	船舶の価額千分の四	
イ 所有権の信託の登記	船舶の価額千分の四	
ロ 抵当権の信託の登記	債権金額又千分の二 は極度金額	
ハ その他の権利の信託の登記	船舶の価額千分の二	
登記		
(十一) 仮登記		
イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	船舶の価額千分の四	
ロ その他の仮登記	船舶の価額千分の二	
(十二) 付登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	船舶の隻数一隻につき 千円	

(十三) 登記の抹消	船舶の隻数	一隻につき き千円
三 航空機の登録(航空機の信託の登録を含む。)	航空機の重	一トンに つき三万
(一) 新規登録又は移転登録	航空機の重	一トンに つき三万
(二) 抵当権の設定の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の三
(三) 抵当権の移転の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の三
(四) 根抵当権の一部譲渡 又は法人の分割による移転 の登録	一部譲渡又 は分割後の 共有者の数 で極度金額 を除いて計 算した金額	又千分の 一・五
(五) 抵当権の順位の変更 の登録	抵当権の件 数	一件につ き千円
(六) 信託の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の 一・五
イ 抵当権以外の権利の信託の登録	航空機の重	一トンに つき三万
(七) 仮登録	航空機の重	一トンに つき一万
イ 所有権の移転の仮登録 又は所有権の移転請求権の 保全のための仮登録	航空機の機 数	五千円
ロ その他の仮登録	航空機の機 数	二千円
(八) 登録事項の変更の登録	航空機の機 数	二千円
(九) 付記登録、抹消した 登録の回復の登録又は登録 の更正の登録(これらの登 録のうち(一)から(八) までに掲げるものを除く。)	航空機の機 数	六千円
(十) 登録の抹消	航空機の機 数	二千円
四 ダム使用権の登録(ダム使用権の信託の登 録を含む。)	ダム使用権 の信託の登 録	千分の一
(一) 設定の登録	ダム使用権 の価額	千分の一
(二) 移転の登録	ダム使用権 の価額	千分の一

イ 相続又は法人の合併に よる移転の登録	ダム使用権 の価額	千分の一
ロ その他の原因による移 転の登録	ダム使用権 の価額	千分の五
(一) 抵当権の設定、強制 競売、競売、強制管理若し は担保不動産収益執行に 係る差押え、仮差押え、仮 処分又は抵当付債権の差押 えその他権利の処分の制限 の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の四
(二) 抵当権の移転の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の四
(三) 根抵当権の一部譲渡 又は法人の分割による移転 の登録	一部譲渡又 は分割後の 共有者の数 で極度金額 を除いて計 算した金額	又千分の 二
(四) 抵当権の順位の変更 の登録	抵当権の件 数	一件につ き千円
(五) 信託の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の 二
イ 抵当権以外の権利の信託の登録	ダム使用権 の価額	千分の一
(六) 抵当権の回復の登録 又は登録の更正若しくは変 更の登録(これらの登録の うち(一)から(七)まで に掲げるものを除く。)	ダム使用権 の件数	千円
(七) 登録の抹消	ダム使用権 の件数	千円
四の二 公共施設等運営権の登録(公共施設等 運営権の信託の登録を含む。)	公共施設等 運営権の登 録	千分の一
(一) 設定の登録	公共施設等 運営権の価 額	千分の一
(二) 移転の登録	公共施設等 運営権の価 額	千分の一

イ 法人の合併による移転 の登録	運営権の価 額	千分の一
ロ その他の原因による移 転の登録	運営権の価 額	千分の五
(一) 抵当権の設定、強制 競売、競売、強制管理若し は担保不動産収益執行に 係る差押え、仮差押え、仮 処分又は抵当付債権の差押 えその他権利の処分の制限 の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の四
(二) 抵当権の移転の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の四
(三) 根抵当権の一部譲渡 又は法人の分割による移転 の登録	一部譲渡又 は分割後の 共有者の数 で極度金額 を除いて計 算した金額	又千分の 二
(四) 抵当権の順位の変更 の登録	抵当権の件 数	一件につ き千円
(五) 信託の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の 二
イ 抵当権以外の権利の信託の登録	公共施設等 運営権の価 額	千分の一
(六) 抵当権の回復の登録 又は登録の更正若しくは変 更の登録(これらの登録の うち(一)から(七)まで に掲げるものを除く。)	公共施設等 運営権の件 数	千円
(七) 登録の抹消	公共施設等 運営権の件 数	千円
四の三 樹木採取権の登録(樹木採取権の信託 の登録を含む。)	樹木採取権 の信託	千分の一
(一) 設定の登録	樹木採取権 の価額	千分の一

(二) 移転の登録	樹木採取権 の価額	千分の一
イ 相続又は法人の合併に よる移転の登録	樹木採取権 の価額	千分の五
ロ その他の原因による移 転の登録	樹木採取権 の価額	千分の五
(一) 抵当権の設定、強制 競売、競売、強制管理若し は担保不動産収益執行に 係る差押え、仮差押え、仮 処分又は抵当付債権の差押 えその他権利の処分の制限 の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の四
(二) 抵当権の移転の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の四
(三) 根抵当権の一部譲渡 又は法人の分割による移転 の登録	一部譲渡又 は分割後の 共有者の数 で極度金額 を除いて計 算した金額	又千分の 二
(四) 抵当権の順位の変更 の登録	抵当権の件 数	一件につ き千円
(五) 信託の登録	債権金額又 は極度金額	又千分の 二
イ 抵当権以外の権利の信託の登録	樹木採取権 の価額	千分の一
(六) 抵当権の回復の登録 又は登録の更正若しくは変 更の登録(これらの登録の うち(一)から(七)まで に掲げるものを除く。)	樹木採取権 の件数	千円
(七) 登録の抹消	樹木採取権 の件数	千円
五 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送 事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業 財団又は観光施設財団の登記(これらの財団の 信託の登記を含む。)	財団の数	一個につ き三万円
(一) 所有権の保存の登記	財団の数	一個につ き三万円

十一	出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）	出版権の件数	一件につき き三万円
(一)	出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき き三万円
(二)	出版権の移転の登録	出版権の件数	一件につき き一万八千円
(三)	出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
(四)	出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	一件につき き三万円
(五)	信託の登録	債権金額	千分の二
イ	質権の信託の登録	出版権の件数	一件につき き三万円
ロ	質権以外の権利の信託の登録	出版権の件数	一件につき き三万円
(六)	抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	一件につき き千円
(七)	登録の抹消	出版権の件数	一件につき き千円
十二	著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）	著作隣接権の件数	一件につき き九千円
(一)	著作隣接権を目的とす	著作隣接権の件数	千分の四
(二)	著作隣接権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	著作隣接権の件数	一件につき き三万円
(三)	著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき き三万円
(四)	信託の登録	債権金額	千分の二
イ	質権以外の権利の信託の登録	著作隣接権の件数	一件につき き三万円
(五)	抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作隣接権の件数	一件につき き千円
(六)	登録の抹消	著作隣接権の件数	一件につき き千円
十三	特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）	特許権の件数	一件につき き千円
(一)	特許権の移転の登録	特許権の件数	一件につき き千円

イ	相続又は法人の合併による移転の登録	特許権の件数	一件につき き三万円
ロ	その他の原因による移転の登録	特許権の件数	一件につき き一万五千円
(一)	専用実施権（仮専用実施権を含む。）の设定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定められた範囲内において受けるものを除く。）	債権金額	千分の四
(二)	専用実施権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	特許権又は専用実施権の件数	一件につき き千五百円
(三)	特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	特許権又は専用実施権の件数	一件につき き千五百円
(四)	専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	特許権又は専用実施権の件数	一件につき き千五百円
(五)	信託の登録	債権金額	千分の二
イ	質権以外の権利の信託の登録	特許権等の件数	一件につき き三千円
ロ	質権以外の権利の信託の登録	特許権等の件数	一件につき き三千円
(六)	付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	特許権等の件数	一件につき き千円
(七)	登録の抹消	特許権等の件数	一件につき き千円

十四	実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）	実用新案権の件数	一件につき き九千円
(一)	実用新案権の移転の登録	実用新案権の件数	一件につき き九千円
(二)	実用新案権の設定又は保存の登録	実用新案権の件数	一件につき き九千円
(三)	実用新案権を目的とする質権の移転の登録	実用新案権の件数	一件につき き九千円
(四)	専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	実用新案権の件数	一件につき き九千円
(五)	信託の登録	債権金額	千分の二
イ	質権以外の権利の信託の登録	実用新案権の件数	一件につき き三千円
ロ	質権以外の権利の信託の登録	実用新案権の件数	一件につき き三千円
(六)	付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	実用新案権の件数	一件につき き千円
(七)	登録の抹消	実用新案権の件数	一件につき き千円
十五	意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）	意匠権の件数	一件につき き千円
(一)	意匠権の移転の登録	意匠権の件数	一件につき き千円

イ	相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権の件数	一件につき き三千円
ロ	その他の原因による移転の登録	意匠権の件数	一件につき き九千円
(一)	専用実施権（仮専用実施権を含む。）の设定又は保存の登録	意匠権の件数	一件につき き九千円
(二)	専用実施権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	意匠権の件数	一件につき き九千円
(三)	意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	意匠権の件数	一件につき き九千円
(四)	専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	意匠権又は専用実施権の件数	一件につき き千五百円
(五)	信託の登録	債権金額	千分の二
イ	質権以外の権利の信託の登録	意匠権等の件数	一件につき き三千円
ロ	質権以外の権利の信託の登録	意匠権等の件数	一件につき き三千円
(六)	付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	意匠権等の件数	一件につき き千円
(七)	登録の抹消	意匠権等の件数	一件につき き千円
十六	商標権の登録（商標権の信託の登録を含む。）	商標権の件数	一件につき き千円
(一)	商標権の移転の登録	商標権の件数	一件につき き千円
(二)	商標権の設定又は保存の登録	商標権の件数	一件につき き千円
(三)	商標権を目的とする質権の移転の登録	商標権の件数	一件につき き千円
(四)	商標権の移転の登録	商標権の件数	一件につき き千円

(二) 専用使用権又は通常使用権の登記又は保存の登記又は通常使用権の件数	専用使用権又は通常使用権一件につき三万円
(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額 千分の四
(四) 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録	商標権、専用使用権又は三万円 通常使用権又は三万円 は通常使用権（以下この号において「商標権等」という。）の件数
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	商標権等の一件につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	債権金額 千分の二
イ 質権の信託の登録	商標権等の一件につき九千円
ロ 質権以外の権利の信託の登録	商標権等の一件につき九千円
(一) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	商標権等の一件につき九千円
(七) 登録の抹消	商標権等の一件につき九千円
十七 回路配置利用権の信託の登録を含む。	回路配置利用権一件につき八千円
(一) 回路配置利用権の設定の登録	回路配置利用権一件につき八千円
(二) 回路配置利用権の移	回路配置利用権一件につき八千円

イ 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権一件につき三千元
ロ その他の原因による移転の登録	回路配置利用権一件につき三千元
(三) 専用利用権又は通常利用権の設定の登録	専用利用権一件につき九千円 又は通常利き九千円 用権の件数
(四) 回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専用利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額 千分の四
(五) 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録	回路配置利用権一件につき五百円 専用利き五百円 通常利用権（以下この号において「回路配置利用権等」という。）の件数
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権一件につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	債権金額 千分の二
イ 質権の信託の登録	回路配置利用権一件につき九千円
ロ 質権以外の権利の信託の登録	回路配置利用権一件につき九千円
(一) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（六）までに掲げるものを除く。）	回路配置利用権一件につき九千円
(七) 登録の抹消	回路配置利用権一件につき九千円

(八) 登録の抹消	回路配置利用権一件につき九千円
十八 育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。）	育成者権の件数
(一) 育成者権の移転の登録	育成者権の一件につき九千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権の一件につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	育成者権の一件につき九千円
(二) 専用利用権又は通常利用権の設定又は保存の登記又は通常利き九千円	専用利き九千円 用権の件数
(三) 育成者権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額 千分の四
(四) 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録	育成者権、一件につき九千円 専用利き九千円 又は通常利き九千円 用権（以下この号において「育成者権等」という。）の件数
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権、一件につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	債権金額 千分の二
イ 質権の信託の登録	育成者権等一件につき九千円
ロ 質権以外の権利の信託の登録	育成者権等一件につき九千円
(一) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	育成者権等一件につき九千円
(七) 登録の抹消	育成者権等一件につき九千円

うち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	育成者権等一件につき九千円
(七) 登録の抹消	育成者権等一件につき九千円
十九 鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）の登録（鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む。）	一個につき九千円
(一) 試掘権の設定の登録	鉱区の数 一個につき九千円
(二) 鉱区の増減による試掘権の変更の登録	一個につき九千円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	一個につき九千円
ロ 鉱区の減少による変更の登録	一個につき九千円
(三) 試掘権の移転の登録	一個につき九千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	一個につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	一個につき九千円
(四) 放棄による試掘権の消滅の登録	一個につき九千円
(五) 採掘権の設定の登録	一個につき九千円
(六) 鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録	一個につき九千円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	一個につき九千円
ロ 鉱区の減少による変更の登録	一個につき九千円
ハ 鉱区の合併による変更の登録	一個につき九千円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	一個につき九千円
(七) 採掘権の移転の登録	一個につき九千円

<p>へ 吸収合併による株式会 社又は合同会社の資本金の 増加の登記</p>	<p>増加した資 本金の額</p>	<p>（これによつて計算し た税額が三万円に満 たないときは、申請 件数一件につき三万 円）</p>	<p>更をした 会社の当 該新設合 併又は組 織変更若 しくは種 類の変更 の直前に おける資 本金の額 として財 務省令で 定めるも のを超え る資本金 の額に対 応する部 分につい ては、千 分の七）</p>
<p>ト 新設分割による株式会 社又は合同会社の設立の登 記</p>	<p>（これによつて計算し た税額が三万円に満 たないときは、申請 件数一件につき三万 円）</p>	<p>増加した資 本金の額</p>	<p>（これによつて計算し た税額が三万円に満 たないときは、申請 件数一件につき三万 円）</p>
<p>チ 吸収分割による株式会 社又は合同会社の資本金の 増加の登記</p>	<p>（これによつて計算し た税額が三万円に満 たないときは、申請 件数一件につき三万 円）</p>	<p>増加した資 本金の額</p>	<p>（これによつて計算し た税額が三万円に満 たないときは、申請 件数一件につき三万 円）</p>
<p>リ 相互会社の設立（新設 合併又は組織変更による設 立を含む。）の登記</p>	<p>申請件数 一件につ き三十万 円</p>	<p>申請件数 一件につ き九万円</p>	<p>（これによつて計算し た税額が三万円に満 たないときは、申請 件数一件につき三万 円）</p>
<p>ル 支店又は従たる事務所 の設置の登記</p>	<p>支店又は従 たる事務所 の数</p>	<p>支店又は従 たる事務所 の数</p>	<p>支店又は従 たる事務所 の数</p>
<p>ヲ 本店若しくは主たる事 務所又は支店若しくは従た る事務所の移転の登記</p>	<p>本店若しく は主たる事 務所又は支 店若しくは 従たる事務 所の数</p>	<p>本店若しく は主たる事 務所又は支 店若しくは 従たる事務 所の数</p>	<p>本店若しく は主たる事 務所又は支 店若しくは 従たる事務 所の数</p>
<p>ワ 取締役会、監査役会、 監査等委員会若しくは指名 委員会等（会社法第二十条第 十二号（定義）に規定する 指名委員会等をいう。以下 （一）において同じ。）又は 理事会に関する事項の変更 の登記</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>
<p>カ 取締役、代表取締役若 しくは特別取締役、会計参 与、監査役、会計監査人、</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>
<p>ナ 登記の抹消</p>	<p>申請件数 一件につ き二万円</p>	<p>申請件数 一件につ き二万円</p>	<p>申請件数 一件につ き二万円</p>
<p>ネ 登記の更正の登記</p>	<p>申請件数 一件につ き二万円</p>	<p>申請件数 一件につ き二万円</p>	<p>申請件数 一件につ き二万円</p>
<p>ツ 登記事項の変更、消滅 又は廃止の登記（これらの 登記のうちイからソまでに 掲げるものを除く。）</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>
<p>ソ 会社若しくは一般社団 法人等の継続の登記、合併 を無効とする判決が確定し た場合における合併により 消滅した会社若しくは相互 会社若しくは一般社団法人 等の回復の登記又は会社若 しくは相互会社若しくは一 般社団法人等の設立の無効 若しくはその設立の取消し の登記</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>
<p>レ 会社又は相互会社若し しくは一般社団法人等の解散 の登記</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>	<p>申請件数 一件につ き三万円</p>
<p>ロ 登記の更正の登記又は 登記の抹消</p>	<p>申請件数 一件につ き六千円</p>	<p>申請件数 一件につ き六千円</p>	<p>申請件数 一件につ き六千円</p>
<p>（二） 外国会社又は外国相 互会社につきその営業所の 所在地又はその代表者の住 所地においてする登記（ （四）に掲げる登記を除 く。）</p>	<p>営業所の設置の登記 （ロに掲げる登記を除く。）</p>	<p>営業所の設置の登記 （ロに掲げる登記を除く。）</p>	<p>（二） 会社又は相互会社若 しくは一般社団法人等につ きその支店又は従たる事務 所の所在地においてする登 記（（四）に掲げる登記を 除く。）</p>
<p>イ 営業所の設置の登記 （ロに掲げる登記を除く。）</p>	<p>営業所の設置の登記 （ロに掲げる登記を除く。）</p>	<p>営業所の設置の登記 （ロに掲げる登記を除く。）</p>	<p>（二） 会社又は相互会社若 しくは一般社団法人等につ きその支店又は従たる事務 所の所在地においてする登 記（（四）に掲げる登記を 除く。）</p>
<p>ロ 営業所を設置していな い場合の外国会社の登記又 は当該営業所を設置してい ない外国会社が初めて設置 する一の営業所の設置の登 記</p>	<p>申請件数 一件につ き六万円</p>	<p>申請件数 一件につ き六万円</p>	<p>申請件数 一件につ き六万円</p>
<p>イ（一）イからツまでに 掲げる登記</p>	<p>申請件数 一件につ き九千円</p>	<p>申請件数 一件につ き九千円</p>	<p>申請件数 一件につ き九千円</p>

ハ イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき九千円
ニ 登記の更正の登記又は申請件数	申請件数	一件につき六千円
イ 登記の抹消	申請件数	一件につき九千円
ロ 清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	申請件数	一件につき九千円
ハ 清算の終了の登記	申請件数	一件につき六千円
ニ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに掲げるものを除く）、登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
二十五 特定目的会社の登記	申請件数	一件につき三万円
（一）資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二十三項（定義）に規定する特定目的会社（以下この号において「特定目的会社」という。）につきその本店の所在地においてする登記	申請件数	一件につき三万円
イ 特定目的会社の設立の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千元

ハ 登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
（一）特定目的会社につきその支店の所在地においてする登記	申請件数	一件につき六千円
イ（一）イ及びロに掲げる登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
ロ 登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
二十六 投資法人の登記	申請件数	一件につき三万円
（一）投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二項（定義）に規定する投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記	申請件数	一件につき一万五千元
（二）（一）及び（三）に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万円
（三）登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
二十七 有限責任事業組合の登記	申請件数	一件につき六千円
（一）有限責任事業組合に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三十一条（有限責任事業組合規約）に規定する有限責任事業組合規約（以下この号において「組合規約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき六千円
イ 組合規約の効力の発生	申請件数	一件につき六千円
ロ 従たる事務所の設置の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ 主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記	申請件数	一件につき三万円
ニ 組合員に関する事項の変更の登記	申請件数	一件につき三万円
ホ 組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登記	申請件数	一件につき三万円

ヘ イからホまで、ト及びチに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき三万円
ト 登記の更正の登記	申請件数	一件につき二万円
チ 登記の抹消	申請件数	一件につき二万円
（一）組合規約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき六千円
イ（一）イからヘまでに掲げる登記	申請件数	一件につき六千円
ロ 登記の更正の登記又は申請件数	申請件数	一件につき六千円
（二）組合規約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記	申請件数	一件につき六千円
イ 清算人の登記	申請件数	一件につき六千円
ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ 清算終了の登記	申請件数	一件につき二千元
ニ 登記の更正の登記又は申請件数	申請件数	一件につき六千円
二十八 投資事業有限責任組合の登記	申請件数	一件につき六千円
（一）投資事業有限責任組合規約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三十一条（投資事業有限責任組合規約）に規定する投資事業有限責任組合規約（以下この号において「組合規約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき三万円
イ 組合規約の効力の発生	申請件数	一件につき三万円
ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千元
ハ 登記の更正の登記	申請件数	一件につき一万円

ニ 登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
（一）組合規約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき六千円
イ（一）イ及びロに掲げる登記	申請件数	一件につき六千円
ロ 登記の更正の登記又は申請件数	申請件数	一件につき六千円
（二）組合規約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記	申請件数	一件につき六千円
イ 清算人の登記	申請件数	一件につき六千円
ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ 清算終了の登記	申請件数	一件につき二千元
ニ 登記の更正の登記又は申請件数	申請件数	一件につき六千円
二十八の二 限定責任信託の登記	申請件数	一件につき三万円
（一）信託法（平成十八年法律第八十号）第二十三条（限定責任信託の定め）の登記	申請件数	一件につき三万円
（二）信託法第二十三三条第一項（変更の登記）の規定による新事務処理地においてする同法第二十三二条各号に掲げる事項の登記	申請件数	一件につき一万五千元
（三）（一）、（二）及び（四）から（六）までに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千元
（四）登記の更正の登記	申請件数	一件につき一万円
（五）登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
（六）清算に係る登記	申請件数	一件につき六千円

縦免許証) の小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき
イ 一級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき
ロ 二級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき
ハ 特殊小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき
ニ 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)による水先人名簿にする登録	登録件数	一件につき
イ 水先法第九条第一項(登録及び水先免状)の水先人で次に掲げるものの新規登録	登録件数	一件につき
(1) 一級水先人の登録	登録件数	一件につき
(2) 二級水先人の登録	登録件数	一件につき
(3) 三級水先人の登録	登録件数	一件につき
ロ イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき
(二十八) 海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項(登録)の海事補佐人の登録	登録件数	一件につき
(二十九) 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第九条第一項(登録)の海事代理士の登録	登録件数	一件につき
(三十) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十二條(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明、同法第十条の第二項(耐空証明)の耐空検査員の認定又は同法第七十一条の第三項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定	登録件数	一件につき

イ 定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ロ 事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ハ 自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ニ 准定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ホ 一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ヘ 二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ト 航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
チ 一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
リ 二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
又 一等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ル 二等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ヲ 航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき
ワ 耐空検査員の認定	認定件数	一件につき
カ 操縦技能審査員の認定	認定件数	一件につき
イ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)第十五条(登録)の不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき
ロ 不動産の鑑定評価に関する法律第十八条(変更の登録)の変更の登録	登録件数	一件につき
(三十二) 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	登録件数	一件につき

第五條第一項(登録)の二級建築士の登録	登録件数	一件につき
(二十三) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第七十七條の五十八第一項(登録)の建築基準適合判定資格者の登録又は同法第七十七條の六十六第一項(構造計算適合判定資格者の登録)の構造計算適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき
イ 建築基準適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき
ロ 構造計算適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき
(二十四) マンションの管の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百九号)第三十條第一項(登録)のマンション管理士の登録	登録件数	一件につき
(三十五) 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第四十九條第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士又は測量士補の登録	登録件数	一件につき
イ 測量士の登録	登録件数	一件につき
ロ 測量士補の登録	登録件数	一件につき
三十二の二 認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の認定	認定件数	一件につき
(一) 医療分野の研究開発認定件数	認定件数	一件につき
(二) 医療分野の研究開発認定件数	認定件数	一件につき
第八条第一項(認定)の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	認定件数	一件につき
(一) 医療分野の研究開発認定件数	認定件数	一件につき
(二) 医療分野の研究開発認定件数	認定件数	一件につき
療情報に関する法律第二十八條(認定)の認定医療情報等取扱受託事業者の認定	認定件数	一件につき

三十三 認定個人情報保護団体の認定	認定件数	一件につき
個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第七号)第四十七條第五十(認定)の認定個人情報保護団体の認定(政令で定めるものに限る。)	認定件数	一件につき
三十四 警備員等に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき
警備員法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三條第三項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき
三十四の二 インターネット異性紹介事業者に係る登録誘引情報提供機関の登録	登録件数	一件につき
インターネット異性紹介事業者を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)第十八條第一項(登録誘引情報提供機関の登録)の登録誘引情報提供機関の登録	登録件数	一件につき
三十五 銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可を含む。(四)において同じ。及び銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十條第二項第八号(業務の範囲)に規定する外国銀行の営業の免許	認可件数	一件につき
(一) 銀行法第五十二條の認可件数	認可件数	一件につき
(二) 銀行法第五十二條の認可件数	認可件数	一件につき
銀行代理業務に係る認可等の外国銀行代理業務の認可	認可件数	一件につき
(一) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第六條の三第一項又は第二項(外国銀行代理業務に係る認可等)の外国銀行代理業務の認可	認可件数	一件につき

<p>(七) 保険業法第二百七十認可件数 一条の十八第一項又は第三項ただし書(保険持株会社に係る認可等)の認可</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>三十八 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は自己信託に係る事務に関する事業を行う者、特定大学技術移転事業承認事業者若しくは信託契約代理店の登録</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(一) 金融商品取引法第八十条第一項(免許)の金融商品市場の開設の免許 (二) 金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書(算定割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可)の認可(同項ただし書の商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務又は金融商品取引所グループ若しくは金融商品取引所持株会社グループに属する二以上の会社(金融商品会員制法人を含む。)に共通する業務に係るものを除く。)</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>(一) 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三條(免許)又は第五十三條第一項(免許)の規定による信託業の免許</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(三) 金融商品取引法第七百認可件数 (四) 金融商品取引法第六十七條の二(規則)の認可 (五) 店頭売買有価証券市場の開設の認可</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>(二) 信託業法第七條第一項(登録)の管理型信託会社の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(六) 金融商品取引法第七條の十第一項又は第三項ただし書(認可等)の認可</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>(三) 信託業法第五十四條第一項(登録)の管理型外国信託会社の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(七) 金融商品取引法第七條の十第二項若しくは第九條の二第一項第八号若しくは第九號の業務を行うために受けるものに限る。</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>(四) 信託業法第五十條の二第一項(信託法第三條第三号に掲げる方法によつてする信託についての特例)の自己信託に係る事務に関する事業の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(八) 金融商品取引法第七條の十第二項(認定投資者保護団体の目的及び業務)の認定投資者保護団体の認定</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>(五) 信託業法第五十二條第一項(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)の特定大学技術移転事業承認事業者の登録</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(九) 金融商品取引法第六條の十(取引所取引業務の許可)の取引所取引業務の許可</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>(六) 信託業法第六十七條第一項(登録)の信託契約代理店の登録</p>	<p>一件につき き九万</p>	<p>(一) 金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務の許可、金融商品仲介業者若しくは信用格付業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業務の認可又は連携金融商品債務引受業務の認可</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>三十九 担保付社債に関する信託事業の免許</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(二) 金融商品取引法第三條の十(認可)の業務の認可</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>担保付社債信託法第三條(免許)の担保付社債に関する信託事業の免許</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(三) 金融商品取引法第五條の十(引受業務の一部の許可)の引受業務の許可</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>四十 金融商品市場の開設の免許、算定割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る認可、認定金融商品取引業協会若しくは</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(四) 金融商品取引法第五條の十(引受業務の一部の許可)の引受業務の許可</p>	<p>一件につき き十五万</p>
<p>による自主規制業務)の自主規制業務の認可</p>	<p>一件につき き十五万</p>	<p>(五) 金融商品取引法第六條の十(取引所取引業務の許可)の取引所取引業務の許可</p>	<p>一件につき き十五万</p>

<p>(一) 放送法(昭和二十五認定件数 年法律第百三十二号)第九 十三条第一項(認定)の認 定基幹放送事業者の認定 (更新の認定を除く。)</p>	<p>(二) 放送法第百二十六条登録件数 第一項(一般放送の業務の 登録)の登録一般放送事業 者の登録又は同法第百三十 一条第一項(変更登録)の変 更登録(同法第百二十六条 第二項第二号の一般放送の 種類の増加に係るもの又は 同項第四号の業務区域の増 加に係るもの(これらの登 録を受けている業務区域の 属する都道府県における業 務区域の増加に係るものを 除く。に限る。)</p>	<p>(三) 放送法第百五十九条認定件数 第一項(認定)の認定放送 持株会社の認定</p>	<p>五十六から五十八まで 削除 五十九 一般信書便事業又は特定信書便事業の 許可</p>	<p>(一) 民間事業者による信許可件数 書の送達に関する法律(平 成十四年法律第九十九号) 第六条(事業の許可)の一 般信書便事業の許可</p>	<p>(二) 民間事業者による信許可件数 書の送達に関する法律第二 十九条(事業の許可)の特 定信書便事業の許可</p>	<p>六十 消防の設備等に係る登録検定機関の登録 消防法(昭和二十三年法律登録件数 第百八十六号)第十七条の 二第一項(登録検定機関の 登録)又は第二十一条の三 第一項(登録検定機関の登 録)の登録(更新の登録を 除く。)</p>	<p>六十一 債権管理回収業の許可</p>	
<p>債権管理回収業に関する特 別措置法(平成十年法律第 百二十六号)第三条(債権 管理回収業の許可)の債権 管理回収業の許可</p>	<p>六十二 会社の電子公告に係る調査機関の登録 会社法第九百四十一条(調 査機関の登録)の登録(更 新の登録を除く。)</p>	<p>六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許 可又は事業の区分の変更の許可 外国人の技能実習の適正な許可件数 実施及び技能実習生の保護 に関する法律(平成二十八 年法律第八十九号)第二十 三条第一項(監理団体の許 可)の監理団体の許可(更 新の許可を除く。)</p>	<p>六十四 通関業の許可 通関業法(昭和四十二年法許可件数 律第百二十二号)第三条第 一項(通関業の許可)の通 関業の許可</p>	<p>六十五 酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の 販売に係る免許 (注)酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一 条第二項(製造免許等の条件)の規定による酒 類の販売業の免許に付された(三)イに規定す る条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免 許とみなす。</p>	<p>(一) 酒税法第七條第一項 免許件数 (酒類の製造免許)の規定 による酒類の製造免許(試 験のためにする酒類の製造 免許その他政令で定める製 造免許を除く。)</p>	<p>(二) 酒税法第八條(酒母 等の製造免許)の規定によ</p>		
<p>の酒母又はもろみの製造免 許</p>	<p>イ 酒母の製造免許 ロ もろみの製造免許</p>	<p>(三) 酒税法第九條第一項 (酒類の販売業免許)の酒 類の販売業又は販売の代理 業若しくは媒介業の免許 (同条第二項の規定により 期限を付して行う免許を除 く。)</p>	<p>イ 酒類の販売業の免許で 当該免許に係る酒類の全品 目の販売方法につき小売に 限る旨の条件の付されたも の ロ 酒類の販売業又は販売 の代理業若しくは媒介業の 免許(イ又はハに該当する 販売業の免許を除く。)</p>	<p>ハ イに掲げる免許に付き 販売場の数一箇所に 限られた小売に限る旨の条件の 解除</p>	<p>六十六 製造たばこの販売に係る登録又は許可 (一) たばこ事業法(昭和登 録件数 五十九年法律第六十八号) 第十一条第一項(製造たば この特定販売業の登録)の 規定による製造たばこの特 定販売業の登録</p>	<p>(二) たばこ事業法第二十 登録件数 条(製造たばこの卸売販売 業の登録)の規定による製 造たばこの卸売販売業の登 録</p>	<p>(三) たばこ事業法第二十 許可件数 二条第一項(製造たばこの 小売販売業の許可)の規定 による製造たばこの小売販 売業の許可(同法第二十四 条第一項(許可の条件等)</p>	
<p>の規定による期限が付され た許可を除く。)</p>	<p>(四) たばこ事業法第二十 許可件数 六条第一項(出張販売)の 規定による製造たばこの小 売販売の許可(同条第二項 において準用する同法第二 十四条第一項の規定による 期限が付された許可を除 く。)</p>	<p>六十七 塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸 売業者の登録</p>	<p>(一) 塩事業法(平成八年登 録件数 法律第三十九号)第五条第 一項(塩製造業の登録)の 塩製造業者の登録 (二) 塩事業法第十六條第 一項(塩特定販売業の登 録)の塩特定販売業者の登 録</p>	<p>(三) 塩事業法第十九條第 登録件数 一項(塩卸売業の登録)の 塩卸売業者の登録</p>	<p>六十八 著作権等管理事業者の登録 著作権等管理事業法(平成 登録件数 十二年法律第三十一号) 第三条(登録)の規定によ る著作権等管理事業者の登 録</p>	<p>六十九 放射性同位元素装 備機器等に係る登録 認証機関、登録検査機関若 しくは登録定期確認 機関の登録、放射性同位元 素等に係る登録運搬 方法確認機関、登録運搬物 確認機関、登録埋設 確認機関若しくは登録濃 度確認機関の登録又は 放射線取扱主任者等に係 る登録試験機関、登録 資格講習機関、登録放射 線取扱主任者定期講習 機関若しくは登録特定放 射性同位元素防護管理 者定期講習機関の登録</p>	<p>(一) 放射性同位元素等の 登録件数 規制に関する法律(昭和三 十二年法律第六十七号) 第十二條の二第一項(登録 認証機関の登録)の登録 (更新の登録を除く。)</p>	

<p>(二) 放射性同位元素等の登録件数 規制に関する法律第十二条の八第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>登録（同法第三十八条の三（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録）において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>登録（同法第三十八条の三（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>放射性同位元素等の登録件数 一件につき き九万円</p>
<p>登録（同法第三十八条の三（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>六十九の二 特定先端大型研究施設に係る登録施設利用促進機関の登録 特定先端大型研究施設の共登録件数 用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第八條第一項（登録施設利用促進機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>六十九の三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可 P T A ・青少年教育団体共認可件数 済法（平成二十二年法律第四十二号）第三條（認可）の文部科学大臣がする共済事業の認可</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>七十 水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第六條第一項（事業の認可及び経営主体）の水道事業の認可（政令で定めるものに限る。）又は同法第十條第一項（事業の変更）の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可（これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものを除き、政令で定めるものに限る。）</p>
<p>（政令で定めるものに限る。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>（四）水道法第三十四条の登録件数 第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>七十一 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録 食品衛生法（昭和二十二年法律第二十三号）第四條第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>七十二 削除 七十二 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第四十三條第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>七十三 業として行う採血の許可 安全な血液製剤の安定供給許可件数の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十三條第一項（業として行う採血の許可）の規定による業として行う採血の許可</p>
<p>研修機関の登録）又は第十九條第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>（一）医薬品、医療機器等 七十七 医薬品等の製造販売業、製造業若しくは修理業に係る許可、認定若しくは登録又は指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>（二）医薬品医療機器等法 第七十六 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二十三号）第十八條第一項第四号（登録</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>（一）医薬品、医療機器等法 第七十五 業として行う臓器のあつせんの許可 臓器の移植に関する法律許可件数 （平成九年法律第百四号）第十二條第一項（業として行う臓器のあつせんの許可）の規定による業として行う臓器のあつせんの許可</p>	<p>登録件数 一件につき き九万円</p>	<p>（二）医薬品医療機器等法 第七十四 業として行う採血の許可 安全な血液製剤の安定供給許可件数の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十三條第一項（業として行う採血の許可）の規定による業として行う採血の許可</p>

<p>(四) 医薬品医療機器等法許可件数 第二十三条の二第二項(製造販売業の許可)(医薬品医療機器等法第八十三条第一項(動物用医薬品等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の第一種医療機器製造販売業許可、第二種医療機器製造販売業許可、第三種医療機器製造販売業許可又は体外診断用医薬品製造販売業許可(政令で定めるもの)に限り、更新の許可を除く。</p>	<p>(五) 医薬品医療機器等法許可件数 第二十三条の二の三第一項(製造業の登録)の医療機器又は体外診断用医薬品の製造の事業の登録(政令で定めるもの)に限り、更新の登録を除く。</p>	<p>(六) 医薬品医療機器等法登録件数 第二十三条の二の四第一項(医療機器等外国製造業者の登録)の医療機器等外国製造業者の登録(更新の登録を除く)。</p>	<p>(七) 医薬品医療機器等法許可件数 第二十三条の二十第一項(製造販売業の許可)(医薬品医療機器等法第八十三条第一項(動物用医薬品等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の再生医療等製品の製造販売の事業の許可(政令で定めるもの)に限り、更新の許可を除く。</p>	<p>(八) 医薬品医療機器等法許可件数 第二十三条の二十二第一項(製造業の許可)の再生医療等製品の製造業の許可又は同条第六項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可(政令で定めるもの)に限り、更新の許可を除く。</p>	<p>(九) 医薬品医療機器等法認定件数 第二十三条の二十四第一項(再生医療等製品外国製造業者の認定)の再生医療等製品外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第六項の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定(更新の認定を除く)。</p>
<p>(十) 医薬品医療機器等法許可件数 第四十条の二第二項(医療機器の修理業の許可)又は同条第五項の規定による事業所に係る修理区分の追加の許可(政令で定めるもの)に限り、更新の許可を除く。</p>	<p>(十一) 医薬品医療機器等許可件数、一件につき九万円 法第八十三条第一項の規定認定件数及び九万円により読み替えて適用するは登録件数 医薬品医療機器等法第十三条第一項若しくは第六項(医薬品医療機器等法第十三条の三第三項において準用する場合を含む)、第十三条の三第一項、第二十三条の二の四第一項、第二十三条の二の四第二項若しくは第六項(医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第三項において準用する場合を含む)、第二十三条の二十四第一項又は第四十条の二第二項若しくは第五項の規定による許可、認定又は登録(政令で定めるもの)に限り、更新の許可、認定又は登録を除く。</p>	<p>(十二) 医薬品医療機器等登録件数 一件につき九万円</p>	<p>第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く)。 七十七の二 特定細胞加工物の製造の許可又は外国における特定細胞加工物の製造の認定 (一) 再生医療等の安全性許可件数 の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第三十五条第一項(特定細胞加工物の製造の許可)の特定細胞加工物の製造の許可(更新の許可を除く)。 (二) 再生医療等の安全性認定件数 の確保等に関する法律第三十九号第一項(外国における特定細胞加工物の製造の認定)の外国における特定細胞加工物の製造の認定(更新の認定を除く)。 七十八 介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録 介護保険法(平成九年法律第九号)第六十九条の十一第一項(登録試験問題作成機関の登録)の登録 七十九 確定拠出年金運営管理業の登録 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第八十八号第一項(登録)の確定拠出年金運営管理業の登録 八十 在宅就業支援団体の登録 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第七十四号)第七十四条の三第一項(在宅就業支援団体の登録)の登録(更新の登録を除く)。 八十一 有料職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可 (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項(業務等)の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の規定による</p>	<p>許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。 (一) 職業安定法第三十条許可件数 第一項の有料の職業紹介事業の許可(更新の許可を除く)。 (二) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項(労働者派遣事業の許可)の労働者派遣事業の許可(更新の許可を除く)。 (三) 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十二条第一項(港湾労働者派遣事業の許可)の港湾労働者派遣事業の許可(更新の許可を除く)。 (四) 港湾労働法第十八条許可件数 第一項(派遣事業対象業務の種類の変更等)の変更の許可(同法第十二条第二項第四号の港湾ごとの派遣事業対象業務の種類増加に係るものに限る)。 (五) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第十八条第一項(建設業務有料職業紹介事業の許可)の建設業務有料職業紹介事業の許可(更新の許可を除く)。 (六) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十一条第一項(建設業務労働者就業機会確保事業の許可)の建設業務労働者就業機会確保事業の許可(更新の許可を除く)。 八十一の二 キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の登録</p>	

職業能力開発促進法第三十登録件数 条の五第一項（登録試験機 関の登録）の登録	一件につ き十五万 円	八十二 建築物環境衛生管理技術者免状に係る 登録講習機関の登録	一件につ き九万円	建築物における衛生的環境登録件数 の確保に関する法律（昭和 四十五年法律第二十号）第 七条第一項第一号（登録講 習機関の登録）の登録（更 新の登録を除く。）	八十三 ボイラー等に係る検査業者の登録又は 高圧室内作業等に係る登録講習機関の登録若し くは機械等に係る登録製造時等検査機関、登録 性能検査機関、登録個別検 定機関の登録	型式検定機関の登録	（一）労働安全衛生法（昭 和四十七年法律第五十七 号）第五十四条の三第一項 （検査業者）の検査業者の 登録	（二）労働安全衛生法第十 四条（登録講習機関の登 録）、第六十一条第一項 （登録講習機関の登録）又 は第七十五条第三項（登録 講習機関の登録）の登録 （更新の登録を除く。）	（三）労働安全衛生法第三 十八条第一項（登録製造時 等検査機関の登録）の登録 （更新の登録を除く。）	（四）労働安全衛生法第四 十一条第二項（登録性能検 査機関の登録）の登録（更 新の登録を除く。）	（五）労働安全衛生法第四 十四条第一項（登録個別検 定機関の登録）の登録（更 新の登録を除く。）	（六）労働安全衛生法第四 十四条の二第一項（登録型 式検定機関の登録）の登録 （更新の登録を除く。）
--	-------------------	------------------------------------	--------------	---	---	-----------	---	--	---	---	---	---

八十四 作業環境測定機関の登録又は作業環境 測定士に係る登録講習機関の登録	一件につ き九万円	八十五 中央卸売市場の認定 卸売市場法（昭和四十六年認定件数 法律第三十五号）第四十条第 一項（中央卸売市場の認定 ）の中央卸売市場の認定	一件につ き一万五 千円	（一）作業環境測定法第五 条（登録講習機関の登録） 又は第四十四条第一項（登 録講習機関の登録）の登録 （更新の登録を除く。）	（二）農産物検査法（昭和 二十六年法律第四百四十四 号）第二条第五項（登録検 査機関の登録）の登録（政 令で定めるもの）に限り、更 新の登録を除く。）	（三）農産物検査法第十九 条第一項（変更登録）の変 更登録（同法第十七条第四 項第四号（登録事項）の登 録の区分の増加に係る変更 登録で政令で定めるものに 限る。）	（四）農産物検査法第十九 条第一項の変更登録（同法 第十七条第四項第三号の農 産物の種類又は同項第五号 の区域の増加に係る変更登 録で政令で定めるものに限 る。）	（五）日本農林規格による格付の表示等に係 る登録認証機関若しくは登録外国認証機関の登 録又は日本農林規格による試験等に係る登録試 験業者若しくは登録外国試験業者の登録
--	--------------	---	--------------------	---	--	--	---	--

（一）日本農林規格等に関する登録件数 する法律（昭和二十五年法 律第七十五号）第二条第 三項（登録認証機関又は登 録外国認証機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。）	一件につ き九万円	（二）日本農林規格等に関する登録件数 する法律第四十二条（登録 試験業者の登録）の登録試 験業者の登録（更新の登録 を除く。）	一件につ き九万円	（三）日本農林規格等に関する登録件数 する法律第五十三条（登録 外国試験業者の登録）の登 録外国試験業者の登録（更 新の登録を除く。）	一件につ き九万円	（四）日本農林規格等に関する登録又は変更の 登録 特定農林水産物等の名称の登録件数 保護に関する法律（平成二 十六年法律第八十四号）第 六条（特定農林水産物等の 登録）の登録生産者団体の 登録又は同法第十五条第一 項（生産者団体を追加する 変更の登録）の変更の登録	一件につ き九万円	（五）施設認定農林水産物等の適合施設 に係る登録認定機関の登録	一件につ き九万円	（六）農林水産物及び食品の輸出登録件数 の促進に関する法律（令和 元年法律第五十七号）第二 条第三項（登録認定機関の 登録）の登録（更新の登録 を除く。）	一件につ き九万円	（七）普通肥料の生産又は輸入に係る登録 八十八 普通肥料の生産又は輸入に係る登録 （一）肥料の品質の確保等登録件数 に関する法律（昭和二十五 年法律第二百二十七号）第四 条第一項（登録を受ける義 務）の規定により農林水産 大臣がする普通肥料の生産 の登録（更新の登録を除 く。）	一件につ き一万五 千円
--	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	------------------------------------	--------------	--	--------------	--	--------------------

（二）肥料の品質の確保等 に関する法律第四条第四項 の規定による普通肥料の輸 入の登録（更新の登録を除 く。）	一件につ き一万五 千円	（三）肥料の品質の確保等登録件数 に関する法律第五条（仮登 録を受ける義務）の規定に よる普通肥料の生産又は輸 入の仮登録（更新の仮登録 を除く。）	一件につ き一万五 千円	（四）肥料の品質の確保等登録件数 に関する法律第三十三条の 二第一項（外国生産肥料の 登録及び仮登録）の登録又 は仮登録（更新の登録又は 仮登録を除く。）	一件につ き一万五 千円	（五）特定飼料等製造業者若しくは外国特定 飼料等製造業者の登録又は規格設定飼料の規格 適合表示に係る登録検定機関の登録	一件につ き九万円	（六）飼料の安全性の確保登録件数 及び品質の改善に関する法 律（昭和二十八年法律第三 十五号）第七条第一項（特 定飼料等製造業者の登録） の特定飼料等製造業者の登 録（更新の登録を除く。）	一件につ き九万円	（七）飼料の安全性の確保登録件数 及び品質の改善に関する法 律第二十一条第一項（外国 特定飼料等製造業者の登録 等）の外国特定飼料等製造 業者の登録（更新の登録を 除く。）	一件につ き九万円	（八）飼料の安全性の確保登録件数 及び品質の改善に関する法 律第二十七条第一項（登録 検定機関の登録）の登録 （更新の登録を除く。）	一件につ き九万円	（九）食品循環資源に係る登録再生利用事業者 の登録	一件につ き九万円	（十）食品循環資源の再生利用等 の促進に関する法律（平成 十二年法律第十六号）第 十一条第一項（登録）の規	一件につ き九万円
---	--------------------	---	--------------------	--	--------------------	---	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	------------------------------	--------------	--	--------------

<p>(一) 株式会社商工組合中 央金庫法（平成十九年法律 第七十四号）第六十条の三 （登録）の商工組合中央金 庫電子決済等代行業者の登 録</p>	<p>(二) 株式会社商工組合中 央金庫法第六十条の二十一 （認定商工組合中央金庫電 子決済等代行事業者協会の 認定）の認定商工組合中央 金庫電子決済等代行事業者 協会の認定</p>	<p>九十七 石油パイプライン事業の許可又は事業 用施設の変更の許可</p>	<p>石油パイプライン事業法許可件数 （昭和四十七年法律第一百五 号）第五条第一項（石油パ イプライン事業の許可）の 石油パイプライン事業の許 可又は同法第八条第一項 （事業用施設の変更）の導 管に係る変更の許可（導管 の延長の増加に係る許可で 政令で定めるものに限る。）</p>	<p>九十八 石油輸入業者の登録 石油の備蓄の確保等に関す る法律（昭和五十年法律第 九十六号）第十六条（登 録）の石油輸入業者の登録</p>	<p>九十九 揮発油販売業者、揮発油特定加工業者 若しくは軽油特定加工業者の登録又は揮発油等 に係る分析機関の登録</p>	<p>(一) 揮発油等の品質の確保 等に関する法律（昭和五 十一年法律第八十八号）第 三条（揮発油販売業者の登 録）の揮発油販売業者の登 録 (二) 揮発油等の品質の確保 等に関する法律第十二条 の二（揮発油特定加工業者 の登録）の揮発油特定加工 業者の登録</p>	<p>(三) 揮発油等の品質の確保 等に関する法律第十二条 の九（軽油特定加工業者の 登録）の軽油特定加工業者 の登録</p>	<p>(四) 揮発油等の品質の確保 等に関する法律第十六条 の二第二項（揮発油販売業 者に係る分析機関の登録） 、第十七条の三第二項（揮 発油生産業者に係る分析機 関の登録）（同法第十七条 の八第一項（軽油生産業者 に係る分析機関の登録）、 第十七条の十第一項（灯油 生産業者に係る分析機関の 登録）又は第十七条の十二 第一項（重油生産業者に係 る分析機関の登録）におい て準用する場合を含む）、 第十七条の四第三項（揮発 油輸入業者等に係る分析機 関の登録）（同法第十七条 の八第二項若しくは第三 項、第十七条の十第二項若 しくは第三項又は第十七条 の十二第二項若しくは第三 項において準用する場合を 含む。）又は第十七条の四 の二第二項（揮発油特定加 工業者に係る分析機関の登 録）（同法第十七条の八第 四項において準用する場合 を含む。）の登録（更新の 登録を除く。）</p>	<p>(一) 液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に 関する法律（昭和四十二年 法律第四十九号）第三十 条第一項（事業の登録）の 経済産業大臣がする液化石 油ガス販売事業者の登録</p>	<p>(二) 液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に 関する法律（昭和四十二年 法律第四十九号）第三十 条第一項（事業の登録）の 経済産業大臣がする液化石 油ガス販売事業者の登録</p>	<p>(一) 液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に 関する法律（昭和四十二年 法律第四十九号）第三十 条第一項（事業の登録）の 経済産業大臣がする液化石 油ガス販売事業者の登録</p>	<p>(一) 液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に 関する法律第二十九条第一 項（認定）の経済産業大臣 がする保安機関の認定（更 新の認定を除く。）</p>	<p>(二) 液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に 関する法律第三十三条第一 項（一般消費者等の数の増 加の認可等）の規定により 経済産業大臣がする保安業 務に係る一般消費者等の数 の増加の認可</p>	<p>(四) 液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に 関する法律第四十七条第一 項（検査機関の登録）の登 録（更新の登録を除く。）</p>	<p>(一) ガス事業法（昭和二 十九年法律第五十一号）第 三条（事業の登録）のガス 小売事業の登録</p>	<p>(二) 電気事業法等の一部 を改正する等の法律（平成 二十七年法律第四十七号） 附則第二十三条第一項（旧 一般ガスみなしガス小売事 業者の指定旧供給区域等 の変更等）の指定旧供給区 域等の変更の許可（同法第 五条（ガス事業法の一部改 正）の規定による改正前の ガス事業法（三）におい て「旧ガス事業法」とい う。）第六條第二項第三号</p>	<p>(許可証) の供給区域の増 加に係るもの限り、当該 供給区域の属する市町村内 における供給区域の増加に 係るものを除く。）</p>	<p>(二) 電気事業法等の一部 を改正する等の法律（平成 二十七年法律第四十七号） 附則第二十三条第一項の指 定旧供給区域等の変更の許 可（旧ガス事業法第六條第 二項第三号の供給地点群の 増加に係るものに限る。）</p>	<p>(四) ガス事業法第三十五 條（事業の許可）の一般ガ ス導管事業の許可又は同法 第四十条第一項（供給区域 の変更）の供給区域の増加 に係る変更の許可（これら の許可を受けている供給区 域の属する市町村内におけ る供給区域の増加に係るも のを除く。）</p>	<p>(五) ガス事業法第三十三 條第一項（登録ガス工作物 検査機関の登録）、第六十 九條第一項（登録ガス工作 物検査機関の登録）（同法 第八十四条第一項（ガス工 作物に係る規定の準用）に おいて準用する場合を含む。） 又は第百二條第一項 （登録ガス工作物検査機 関の登録）の登録（更新の登 録を除く。）</p>	<p>(六) ガス事業法第四十 六條第一項（検査機関の登 録）の登録（更新の登録を 除く。）</p>
--	---	--	--	---	---	---	---	---	--	--	--	--	---	--	--	---	--	---	---	--	--

<p>百二 高圧ガスの製造等に係る認定完成検査実施者若しくは認定保安検査実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録（更新の認定を除く。）</p> <p>(一) 高圧ガス保安法（昭認要件） 和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号（完成検査）の認定完成検査実施者の認定（更新の認定を除く。）</p> <p>(二) 高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号（保安検査）の認定保安検査実施者の認定（更新の認定を除く。）</p> <p>(三) 高圧ガス保安法第四十九条の五第一項（容器等製造業者の登録）の規定による登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(四) 高圧ガス保安法第四十九条の三十一第一項（外国容器等製造業者の登録）の規定による外国登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(五) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二第一項（特定設備製造業者の登録）の規定による登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(六) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第一項（外国特定設備製造業者の登録）の規定による外国登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>百三 熱供給事業の登録</p>
<p>熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条（事業の登録）の熱供給事業の登録</p> <p>百四 小売電気事業者の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録</p> <p>(一) 電気事業法（昭和十九年法律第七十号）第二条の二（事業の登録）の小売電気事業者の登録</p> <p>(二) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十七条第一項（指定旧供給区域の変更等）の変更の許可（同法附則第十六条第一項（みなし小売電気事業者の供給義務等）に規定する指定旧供給区域の増加に係るもの（当該指定旧供給区域の属する市町村内における指定旧供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）</p> <p>(三) 電気事業法第三条（事業の許可）の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域の変更）の変更の許可（同法第六条第二項第五号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）</p> <p>(四) 電気事業法第二十四条第一項（供給区域外に設</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき</p> <p>き一万五千円</p>
<p>置する電線路による供給の供給区域外の供給の許可</p> <p>(五) 電気事業法第二十七条の四（事業の許可）の送電事業の許可又は同法第二十七条の十二（準用）において読み替えて準用する同法第八条第一項の変更の許可（同法第二十七条の七第二項第五号（許可証）に掲げる振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加に係るものに限る。）</p> <p>(六) 電気事業法第二十七条の十五（小売供給の登録）の特定送配電事業者による小売供給の登録</p> <p>(七) 電気事業法第二十七条の三十第一項（特定供給）の電気を供給する事業の許可</p> <p>(八) 電気事業法第五十一条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(九) 電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>百五 登録電気工事業者の登録</p> <p>電気工事業者の適正化登録に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三条第一項（登録）の経済産業大臣がする登録電気工事業者の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>百六 特定事業者等が設置している工場等に係る登録調査機関の登録</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和四十四年法律第四十九号）第八十条第一項（登録調査機関</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>
<p>の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>百七 工業用水道事業の許可又は給水区域の変更の許可</p> <p>工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項（事業の届出及び許可）の工業用水道事業の許可又は同法第二条第二項（給水能力等の変更）の規定による変更の許可（同法第四条第一項第二号（事業の届出及び許可）の給水区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の増加に係るものを除く。）に限る。）</p> <p>百八 深海底鉱業の許可又は深海底鉱業の変更の許可</p> <p>深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第四条第一項（深海底鉱業の許可）の深海底鉱業の許可又は同法第十四条第一項（深海底鉱業等の変更）の規定による変更の許可（同法第十三条第二項第六号（許可証）の深海底鉱業の面積の増加に係るものに限る。）</p> <p>百九 アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は工業用使用の許可</p> <p>(一) アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項（製造の許可）の規定によるアルコールの製造の事業の許可又は同法第十六条第一項（輸入の許可）の規定によるアルコールの輸入の事業の許可</p> <p>(二) アルコール事業法第二十一条第一項（販売の許</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>

販売協会の認定及び業務) の認定割賦販売協会の認定 百十九 第一種フロン類再生業者又はフロン類 破壊業者の許可			
(一) フロン類の使用の合許可件数 理化及び管理の適正化に關 する法律(平成十三年法律 第六十四号)第五十条第一 項(第一種フロン類再生業 者の許可)の第一種フロン 類再生業者の許可(更新の 許可を除く。)	一件につ き九万円		道等利便増進法第五項(速達性向上計画) 同条第六項において準用する場合を含む。以下 この号において同じ。)の規定による速達性向上 計画の認定、流通業務総合効率化促進法第四 第一項(総合効率化計画の認定)の規定による 総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律第二十四条第二項(鉄道 事業再構築実施計画の認定(同条第六項におい て準用する場合を含む。))の規定による鉄道事業 再構築実施計画の認定、同法第二十七条の第三 第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認 定)(同条第六項において準用する場合を含む。 以下この号において同じ。))の規定による地域旅 客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二 十七条の九第三項(貨客運送効率化実施計画の 認定)(同条第九項において準用する場合を含む。 以下この号において同じ。))の規定による貨 客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七 の十七第二項(地域公共交通利便増進実施計画 の認定)(同条第六項において準用する場合を含 む。以下この号において同じ。))の規定による地 域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同 法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の 認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の 認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第 二十三条第三項(鉄道利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。))の 規定による鉄道利便増進実施計画の認定は当該 許可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十條第 一項(軌道法の特例)、流通業務総合効率化促進 法第十四條第一項(軌道法の特例)、地域公共交 通の活性化及び再生に関する法律第十條第一項 若しくは第二項(軌道法の特例)、第二十七條の 五(軌道法の特例)、第二十七條の十一(軌道法 の特例)、第二十七條の十九(軌道法の特例)若 しくは第三十三條第一項(軌道法の特例)又は 都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七條 (軌道法の特例)の規定により軌道事業の特許を 受けたものとみなされる場合における都市鉄道 等利便増進法第五條第四項の規定による速達性 向上計画の認定、流通業務総合効率化促進法第 四條第一項の規定による総合効率化計画の認定、 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 九條第三項(軌道運送高度化実施計画の認定) (同条第七項において準用する場合を含む。))の 規定による軌道運送高度化実施計画の認定、同 法第二十七條の三第二項の規定による地域旅客
(二) フロン類の使用の合許可件数 する法律第六十三條第一項 (フロン類破壊業者の許可) のフロン類破壊業者の許可 (更新の許可を除く。)	一件につ き九万円		運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十 七條の九第三項の規定による貨客運送効率化実 施計画の認定、同法第二十七條の十七第二項の 規定による地域公共交通利便増進実施計画の認 定若しくは同法第三十条第三項の規定による新 地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素 化の促進に関する法律第二十六條第三項(軌道 利便増進実施計画の認定)(同条第八項において 準用する場合を含む。))の規定による軌道利便増 進実施計画の認定は当該特許とみなす。
産業競争力強化法(平成二 十五年法律第九十八号)第 六十八條第一項(認定技術 等情報漏えい防止措置認 証機関の認定)の認定技術等 情報漏えい防止措置認 証機関の認定(更新の認定を 除く。)	一件につ き一万五 千円		(一) 鉄道事業法第三條第三項(軌道法の特例)の 規定による軌道事業の特許(当該特許を受けてい る者が当該許可に係る路線に接続して路線を 延長することの許可で政令で定めるもの及び一 時的な需要のために期間を限定して行う許可を除 く。) (二) 鉄道事業法第三十二條第二項(軌道法の特 例)の認定による軌道事業の特許(当該特許を受け ている者が当該許可に係る路線に接続して路線 を延長することの許可で政令で定めるものを除 く。) (三) 軌道法第三條(事業特許件数)の認定による 軌道事業の特許(当該特許を受けている者が当該 許可に係る路線に接続して路線を延長することの 許可で政令で定めるものを除く。) (四) 鉄道事業法第六十二條第二項(軌道法の特 例)の規定による軌道事業から鉄道事業への変更 の許可(当該特許を受けている者が当該許可に係 る路線に接続して路線を延長することの許可で 政令で定めるものを除く。)
(注) 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第 四十一号)第九條第一項(鉄道事業法の特例)、 流通業務の総合効率化及び効率化の促進に關する 法律(平成十七年法律第八十五号)以下「流通業 務総合効率化促進法」という。第十三條第一項 (鉄道事業法の特例)、地域公共交通の活性化及 び再生に関する法律第二十五條第一項(鉄道事 業法の特例)、第二十七條の四第一項(鉄道事業 法の特例)、第二十七條の十第一項(鉄道事業法 の特例)、第二十七條の十八(鉄道事業法の特 例)若しくは第三十二條第一項(鉄道事業法等 の特例)又は都市の低炭素化の促進に關する法 律(平成二十四年法律第八十四号)第二十四條 (鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事 業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可 を受けたものとみなされる場合における都市鉄			百二十三 自動車ターミナル事業の許可 (注) 流通業務総合効率化促進法第十五條第一 項(自動車ターミナル法の特例)の規定により自動 車ターミナル事業の許可を受けたものとみなさ れる場合における流通業務総合効率化促進法第 四條第一項(総合効率化計画の認定)の規定に よる総合効率化計画の認定は、当該許可とみな す。 自動車ターミナル法(昭和許可件数 三十四年法律第百三十六 号)第三條(事業の許可) の自動車ターミナル事業の 許可 百二十四 優良自動車整備事業者の認定又は自 動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登 録情報提供機関の登録 (一) 道路運送車両法(昭 和二十六年法律第百八十五 号)第九十四條第一項(優 良自動車整備事業者の認 定)の優良自動車整備事業 者の認定 イ 道路運送車両法第四十條認定件数 八條第一項(定期点検整 備)の点検に付随して行わ れる自動車又はその部分の 整備又は改造の事業(口に おいて「点検付随整備事 業」という。))の全部の実 施に係る認定で財務省令で 定めるもの ロ 点検付随整備事業の一認定件数 部の実施に係る認定で財務 省令で定めるもの
百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若し くは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許 可			百二十一 自動車道事業の免許

百三十二の二 有害物質一覧表の相当確認に係る相当確認船協会の登録
船舶の再資源化解体の適正登録件数
な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第六条第一項（相当確認船級協会の登録）の相当確認船級協会の登録（更新の登録を除く。）

（二）海上運送法第十九条の第三項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可
（一）の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）又は同法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可

（三）船舶職員及び小型船舶登陸件数
船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設（登録）の登録（更新の登録を除く。））
（四）船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項（登録小型船舶教習所の登録）の登録（更新の登録を除く。）

の許可（更新の許可を除く。）
百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録
船員法（昭和二十二年法律第九十号）第九十條の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可
（一）航空法第三十八條第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可
イ 空港等の設置の許可
ロ 航空保安施設の設置の許可
（二）航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）
（三）航空法百条第一項（許可）の航空運送事業の許可
（四）航空法百二十三條（許可）の航空機使用事業の許可
（五）航空法百二十九條（許可）の航空機使用事業の許可
（注）中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七條第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業の特例）、地域再生法第七條の四十八第一項（貨物利用運送事業の特例）、流通業務総合効率化促進法第八條第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に

百三十三 船舶運航事業の許可
（注）流通業務総合効率化促進法第十二條第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十條（海上運送法の特例）、第二十七條の七第一項（海上運送法の特例）、第二十七條の二十一（海上運送法の特例）若しくは第三十五條第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九條第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七條の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七條の十七第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十條第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。

（二） 港灣運送事業の許可
（一） 一般港灣運送事業の許可
（二） 港灣荷役事業の許可
（三） はしけ運送事業の許可
可又はいかだ運送事業の許可
（四） 検査事業の許可、鑑許可件数
定事業の許可又は検査事業の許可

（五）船舶職員及び小型船舶登陸件数
船舶操縦者法第二十三條の十一（操縦免許証更新講習の登録）において準用する同法第七條の二第三項第三号の登録（更新の登録を除く。）
（六）船舶安全法及び船舶登陸件数
職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第三條（電子通信移行講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
百三十六の二 水先人に係る登録水先人養成施設又は水先免許更新講習の登録
（一）水先法第五條第一項（登録）の登録（更新の登録を除く。）
（二）水先法第十條第三項（登録）の登録（更新の登録を除く。）

の許可（更新の許可を除く。）
百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録
船員法（昭和二十二年法律第九十号）第九十條の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可
（一）航空法第三十八條第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可
イ 空港等の設置の許可
ロ 航空保安施設の設置の許可
（二）航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）
（三）航空法百条第一項（許可）の航空運送事業の許可
（四）航空法百二十三條（許可）の航空機使用事業の許可
（五）航空法百二十九條（許可）の航空機使用事業の許可
（注）中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七條第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業の特例）、地域再生法第七條の四十八第一項（貨物利用運送事業の特例）、流通業務総合効率化促進法第八條第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に

（一）海上運送法第三條許可件数
一件につき
九万円

（一）船舶職員及び小型船舶登陸件数
一件につき
九万円
（二）船舶職員及び小型船舶操縦者法第四條第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円
（三）船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の二第三項第三号（海技免許更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円

（一）船舶職員及び小型船舶登陸件数
一件につき
九万円
（二）船舶職員及び小型船舶操縦者法第四條第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円
（三）船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の二第三項第三号（海技免許更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円

の許可（更新の許可を除く。）
百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録
船員法（昭和二十二年法律第九十号）第九十條の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可
（一）航空法第三十八條第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可
イ 空港等の設置の許可
ロ 航空保安施設の設置の許可
（二）航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）
（三）航空法百条第一項（許可）の航空運送事業の許可
（四）航空法百二十三條（許可）の航空機使用事業の許可
（五）航空法百二十九條（許可）の航空機使用事業の許可
（注）中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七條第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業の特例）、地域再生法第七條の四十八第一項（貨物利用運送事業の特例）、流通業務総合効率化促進法第八條第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に

（一）海上運送法第三條許可件数
一件につき
九万円

（一）船舶職員及び小型船舶登陸件数
一件につき
九万円
（二）船舶職員及び小型船舶操縦者法第四條第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円
（三）船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の二第三項第三号（海技免許更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円

（一）船舶職員及び小型船舶登陸件数
一件につき
九万円
（二）船舶職員及び小型船舶操縦者法第四條第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円
（三）船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の二第三項第三号（海技免許更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円

の許可（更新の許可を除く。）
百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録
船員法（昭和二十二年法律第九十号）第九十條の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可
（一）航空法第三十八條第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可
イ 空港等の設置の許可
ロ 航空保安施設の設置の許可
（二）航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）
（三）航空法百条第一項（許可）の航空運送事業の許可
（四）航空法百二十三條（許可）の航空機使用事業の許可
（五）航空法百二十九條（許可）の航空機使用事業の許可
（注）中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七條第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業の特例）、地域再生法第七條の四十八第一項（貨物利用運送事業の特例）、流通業務総合効率化促進法第八條第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に

（一）海上運送法第三條許可件数
一件につき
九万円

（一）船舶職員及び小型船舶登陸件数
一件につき
九万円
（二）船舶職員及び小型船舶操縦者法第四條第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円
（三）船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の二第三項第三号（海技免許更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円

（一）船舶職員及び小型船舶登陸件数
一件につき
九万円
（二）船舶職員及び小型船舶操縦者法第四條第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円
（三）船舶職員及び小型船舶操縦者法第七條の二第三項第三号（海技免許更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）
一件につき
九万円

の許可（更新の許可を除く。）
百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録
船員法（昭和二十二年法律第九十号）第九十條の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可
（一）航空法第三十八條第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可
イ 空港等の設置の許可
ロ 航空保安施設の設置の許可
（二）航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）
（三）航空法百条第一項（許可）の航空運送事業の許可
（四）航空法百二十三條（許可）の航空機使用事業の許可
（五）航空法百二十九條（許可）の航空機使用事業の許可
（注）中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七條第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業の特例）、地域再生法第七條の四十八第一項（貨物利用運送事業の特例）、流通業務総合効率化促進法第八條第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に

<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又きの二九削</p>	<p>分金類ら他分余又利対者以別公地はは除のり二九</p>	<p>行配銭す他分余又利対者以別公地はは除のり二九</p>	<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又きの二九削</p>	<p>合、全（昭和三十三年） 国市町三十七登記 村職員年法律二 地方公務員等共済 共済組第五組合法第十二条第一 合連合十 二項（福祉事業）の事業 会及び号） 地方公 有権の取得登記又は当 務員共 該事業の用に供する土 済組合 地の権利の取得登記 連合会</p>
<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又きの二九削</p>	<p>分金類ら他分余又利対者以別公地はは除のり二九</p>	<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又きの二九削</p>	<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又き</p>	<p>宅協 日本勤 宅協 法（昭 和四十 一年法 和二十 八年法 律第六 十号） 第三十 三三三 号）第 七条第 一第省 令で定 （昭三 十三年 法律第 百三十三 号）第 七条第 一第省 令で定 （昭三 十三年 法律第 百三十三 号）第 七条第 一第省 令で定</p>
<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又き</p>	<p>分金類ら他分余又利対者以別公地はは除のり二九</p>	<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又き</p>	<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又き</p>	<p>義）に規定する幼保連 携型認定こども園を含 む。）の校舎等の所有 権又は当該校舎等の敷 地、当該学校の運動 場、実習用地その他の 直接に保育若しくは教 育の用に供する土地の 権利を目的とする抵当 権の設定の登記 三 日本私立学校振 興・共済事業団法第二 十三条第一項第九号 （業務）の業務の用に 供する建物の所有権の 取得登記又は当該業務 の用に供する土地の権 利の取得登記</p>
<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又き</p>	<p>分金類ら他分余又利対者以別公地はは除のり二九</p>	<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又き</p>	<p>をのるにこれそのの剰益しに外団方又き</p>	<p>協同組 法 第二十四 条（公的 医療機 関）に 規定す る病院 若その を証 （定義） に規定 する介 省令で 定 護老人 保健施 設若し くめる 書類 は同条 第二十九 項に規 定の添 付が 定する 介護医 療院若 しある もの くは老 人福祉 法（昭 和三十八 年法律第 百三十三 号）第 二十条の 五 （特別 養護老 人ホーム） に規定 する特 別養護 老人 ホーム の用に 供する 建物の 所有権 の取得 登記又 は当該 建物の 敷地の 用に供 する土 地の権 利の取 得登記</p>